

食品安全委員会 10年の歩み

2013年（平成25年）7月

食品安全委員会

本文の記載は、2013年（平成25年）
5月31日現在のものである。

目 次

回想と随想

(歴代委員長)	・ ・ ・	3
・ 食品安全委員会在任中の思い出	寺田 雅昭	
・ 雑感	見上 彪	
・ 委員長在任の3年間を振り返って	小泉 直子	
(歴代事務局長)	・ ・ ・	7
・ 食品安全委員会のスタートのころ	梅津 準士	
・ 食品安全委員会で過ごした頃の宿題	齊藤 登	
・ 食品安全委員会設立5周年から10周年の間に	栗本 まさ子	

第1部 文章編

1 食品安全委員会の設立	・ ・ ・	10
(1) BSE問題の発生と食品安全基本法の制定まで	・ ・ ・	10
(2) 食品安全基本法成立と食品安全委員会の設立	・ ・ ・	10
2 食品健康影響評価の実施	・ ・ ・	11
(1) 食品安全委員会会合	・ ・ ・	11
(2) 専門調査会の開催	・ ・ ・	21
3 食品の安全性の確保に関する施策の実施状況の監視	・ ・ ・	29
(1) 委員会におけるヒアリングの実施	・ ・ ・	30
(2) 勧告・意見申出	・ ・ ・	30
4 科学的調査及び研究の実施	・ ・ ・	33
(1) 食品安全確保総合調査	・ ・ ・	33
(2) 食品健康影響評価技術研究	・ ・ ・	40
5 リスクコミュニケーションの実施	・ ・ ・	45
(1) 意見交換会等の開催	・ ・ ・	45
(2) 情報提供	・ ・ ・	54
(3) 食品安全モニター	・ ・ ・	59
6 緊急時対応	・ ・ ・	62
7 国際関係	・ ・ ・	65

8	関係府省関係	・・・68
	(1) リスク管理機関との連携に関する規程の整備	・・・68
	(2) 関係府省連絡会議	・・・69
9	組織・予算	・・・69
	(1) 歴代政務	・・・69
	(2) 委員会委員	・・・70
	(3) 専門委員	・・・71
	(4) 事務局組織	・・・72
	(5) 予算	・・・72
10	法令・委員会決定	・・・72
	(1) 法律	・・・72
	(2) 政令	・・・74
	(3) 内閣府令、訓令	・・・74
	(4) 閣議決定	・・・76
	(5) 委員会決定	・・・76
第2部 資料編		
1	委員会会合開催実績一覧	・・・78
2	専門調査会開催実績一覧	・・・79
3	関係府省連絡会議開催実績一覧	・・・80
4	委員長談話一覧	・・・82
5	自ら評価案件一覧	・・・90
6	実施状況調査実績一覧	・・・91
7	食品安全確保総合調査課題一覧	・・・93
8	食品健康影響評価技術研究採択課題一覧	・・・99
9	リスクコミュニケーション実績一覧	・・・103
10	国際会議等対応実績一覧	・・・118
11	海外の専門家による講演会等開催実績一覧	・・・127
12	歴代政務一覧	・・・132
13	食品安全委員会委員の変遷	・・・133
14	専門調査会座長・座長代理の変遷	・・・134
15	専門委員一覧	・・・136
16	予算及び定員の推移	・・・160
17	事務局組織の変遷	・・・161
18	事務局幹部の変遷	・・・162

食品安全委員会在任中の思い出

寺田 雅昭（国立がん研究センター名誉総長）

国民の健康・生命を守ることは、言うまでもなく、国として基盤的な重要な責務である。食は生命活動の基本であり、食の安全を守ることは国として必要かつ重要な責務である。食に対する安全・安心が、食品流通の広域化・国際化の進展、我が国の食料自給率の低下、新たな危害要因の出現などを契機として、揺らいだ。これらの状況に対して、2003年（平成15年）に食品安全基本法が施行され、厚生労働省、農林水産省などのリスク管理機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を実施し、リスクコミュニケーションを推進し、緊急時に対応する組織である食品安全委員会が内閣府に設置された。まずは、食品安全委員会の組織づくり、関係規程の整備を行い、各種専門調査会の設置を行った。

食品安全委員会を運営するに当たって、何よりも国民の信頼を得ることが重要であると考えた。「民信無くば立たず」である。簡単なことのように聞こえるが、実は、このことが大変難しい。国民の信頼を得るためには、情報の徹底した公開が重要である。議事録の公開のみならず、希望すれば誰でも会議を傍聴することができ、パブリック・コメントの実施により質問、意見を述べることもできるようにした。正直なところ、当時は、このような会議の運営方式では、時間ばかりが掛かり、とんでもない意見が出て会議が円滑に進められないのではないかという危惧もあった。しかし、食品の安全性に関する問題は、国民一人ひとりの身近に直接関係する問題であるので、都合の良い部分のみを公開しているといった誤解を招くことはやめて、公開の場で問題点を挙げ、議論を深めていくことが大切であると考えた。少々乱暴だったかもしれないが、会議の全面公開、パブリック・コメントの実施により、広く国民の意見を求めることにした。その結果、食品の安全性の考え方について、会議に直接参加した方々からだけでなく、幅広く国民から意見集約することができたという点で意義があったと考えている。このような会議の進め方は、当時、私が知る限りでは他にはなく、委員や事務局の皆様方の抵抗があるのではないかと思っただが、皆、大変協力的であり、有意義な会議を開くことができ大変感謝している。食品安全委員会の委員の方々の専門分野は、微生物学、公衆衛生学、有機化学、毒性学など幅広く、さらに、専門調査会においては、専門委員として、多種多様な分野の専門家の皆様方にお集まりいただき、議論を深めていった。

私が、食品安全委員会の設立運営にどの程度貢献できたのかは定かではないが、常に国民のためにベストを尽くして会の運営を行ってきたものと自負している。このような機会をお借りして、食品安全委員会の委員の皆様方、会議に参加して下さった方々、事務局の皆様方に心から感謝の気持ちを表したい。

最後になるが、私は体調を崩し、2006年（平成18年）12月に任期途中で退任し、多くの皆様にご迷惑をお掛けしたことを、この場をお借りして深くお詫び申し上げる次第である。

雑感

見上 彪（東京大学名誉教授）

十年ひと昔とよく言われる。食品安全委員会が発足して十年を迎えるに当たり、一期目の思い出と、運営面での将来への心配と期待を述べる。食品安全委員会発足後まもない2003年（平成15年）7月10日、我々委員は当時の小泉内閣総理大臣にお会いする機会に恵まれた。それぞれの委員が短い挨拶をする中で、私は、食品安全委員会は科学的知見に基づき常にリスクがあるという前提に立って食品健康影響評価を行い、どの程度のリスクを社会が受け容れるのかを見極めるためのリスクコミュニケーションが欠かせない機関である旨説明申し上げた。

委員在任中の7年7か月の間、リスクの許容範囲をどのように考えるのかについて常に悩んだ。食の安全に関わる、世界のほとんどのリスク評価機関は「100万分の1」をリスクの目安としている。一方、我が国においては、ゼロリスクを良しとする風潮がある。食品安全委員会発足の契機ともなった牛海綿状脳症（BSE）問題では、特にゼロリスク論者が社会のあらゆる階層に多く存在し、統計学的な確率論による許容範囲を受け容れようとせず、費用対効果など全く顧みず、牛や牛肉などの管理面での取扱いや安全性とは関係のない全頭検査などで、税金の無駄遣いをしてきた。これらに対して自分自身はなすすべもなく、内心忸怩たるものがあつた。

5年前、BSE問題の今後の課題として、我が国の基準とOIEの国際基準との整合性など、4つの問題を整理することが必要だと述べた。幸い、最近の食品安全委員会の食品健康影響評価の成果として、これら全ての課題が解決又はその方向に進んでいる。誠に喜ばしい限りである。

楽しい思い出も数多くある。食品安全委員会は7名の委員、約180名の専門委員と約60名前後の局長以下の事務局職員、30数名の技術参与によって構成されている。委員、専門委員、技術参与の方々の専門分野は多岐にわたる。一方、大学以外に勤めたことがなく、また、獣医微生物学以外の専門分野を知らない自分にとって、食品安全委員会は実に新鮮で魅力溢れる職場であつた。委員として専門知識を活用することは当然のこととして、人獣共通感染症の講義をシリーズで行ったり、鳥インフルエンザなどの病気が流行した時には、内部向けの説明会を開催したりした。その他、組織として横のつながりが重要であると考え、年に一度、希望者であれば誰であっても参加することができるバーベキューを我が家で開催し、60名以上の職員、時には専門委員の方々にも参加していただくなどした。カモ、シカ、シャケ、カレイ、ヤマメなど、狩りや釣りで採集した食材を、バーベキュー奉行に長けた職員の助けも借りながら、料理や骨酒にして振る舞つた。

次に、食品安全委員会に対する心配と期待を述べる。食品安全委員会は、安心のためではなく食品の安全性を確保するために科学的知見に基づく評価を行うことを目的とした政府機関である。「非科学的根拠」による評価要請に対しては、極めて注意深く対応してもらいたい。国が率先してゼロリスクを志向すれば、それに沿って国民もゼロリスクを求めるだ

ろう。国が国際基準と比べてより厳しい基準値でリスク管理しているのだから安全だと言え、国民はそれを信じてしまうだろう。例えば、12年前にスタートした若齢牛までも対象としたBSEの全頭検査は、科学的に全く意味がなく、その有効性は国際的に認められていない。それにもかかわらず、現在でも続けられている。未だに全頭検査が安全対策であるという誤解は解けていない。悲しい限りである。

最後に、食品安全委員会は発足以来1,300件以上の食品健康影響評価を実施してきた。その中には、世界で初めて行われかつ、極めて質の高い評価が多数ある。一部でも英文化して、世界のリスク評価機関に活用してもらいたい。

委員長在任の3年間を振り返って

小泉 直子（兵庫医科大学名誉教授）

6年間の委員そして次の3年間の委員長として携わった食品安全委員会は、私にとって、大学という教育・研究環境を離れ、国民に近い行政施策に身を置くこととなりました。

2009年（平成21年）7月、吉川候補委員の同意人事が参議院で否決されるという異例の事態の中で、委員長としての業務が始まりました。その後、重大かつ評価が難しい案件が次々と諮問されましたが、中でも責任と心的負担が大きかったのは、規制値を決めるための放射性物質についての食品健康影響評価の要請でした。

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による放射性物質の食品健康影響評価は、職員、専門委員の中にも家族等が実際に被害に遭遇された方々もおられる中、限られた職員数をやりくりしながら、審議が始まりました。食品安全委員会では、委員及び専門委員の中にこの領域の専門家が数少ない中、急遽、専門参考人の方々の協力を得ながら評価が始まりました。3月22日の評価要請に始まり、食品安全委員会会合での5回の審議を経て、3月29日「放射性物質に関する緊急とりまとめ」を報告しました。続いて、「放射性物質の食品健康影響評価に関するワーキンググループ」を設置し、生涯にわたる食品からの放射性物質の食品健康影響評価が行われました。7月26日評価書案が提出され、30日間のパブリックコメントを経て、10月27日、数多くのコメントの内容を踏まえた評価書がリスク管理機関に通知されました。

放射性物質の食品健康影響評価を終え、安堵感があった一方、何か充実感の少ないものでした。その理由として、放射性物質の生涯にわたるリスク評価にとって重要な暴露量の正確な疫学調査が極めて少なかったことにあります。このたびの事故の経験から、放射性物質のヒトへの健康影響を十分な科学的根拠に基づいて分析できるよう、今回の事故後の環境や人体への影響等について、正確かつ具体的データを残し整理しておくことが重要であると思いました。

次に在任期間を振り返り、今後の課題として感じたことがいくつかあります。一つ目は、迅速な食品健康影響評価を行うことが必要ではないかと思えます。迅速な食品健康評価は、健康影響を未然に防ぐリスク管理に早く結びつけることができます。そのためには、国際機関や信頼のおける国及び事業者が保有する有用なデータを積極的に活用すべきと考えています。二つ目は、食品安全委員会の委員及び専門委員は、リスク評価は専門領域の研究に関する議論ではなく、ヒトへのリスク評価であることを認識し、データの正確性を見極めつつ総合的見地に立って評価すべきと考えています。三つ目は、食品安全委員会は国民が食品の安全性について科学的に理解する能力を養えるよう、他機関とも協力しつつ有効なリスクコミュニケーションにさらに取り組むべきと考えています。

今後、食品安全委員会は、ますますグローバルな観点でのリスク評価が要求される中、国民の食の安全を地道に守る重要な役割をしっかりと担っていただけると信じています。

食品安全委員会のスタートのころ

梅津 準士（スターゼン株式会社主席研究員）

食品安全委員会は、2003年（平成15年）7月1日、関係府省、都道府県、大学、研究機関などから多彩な人々が参画して、都内赤坂見附の民間ビルの6階でスタートした。その日初めて顔を合わせる人も多かったが、何とか委員会の初会合を公開で開催し、委員長の選出など組織体制を決めることができ、ホッとした記憶がある。当日は、食品安全基本法案の国会審議を含めずっと担当された谷垣禎一大臣にも御出席いただいた。その後、順次専門調査会を立ち上げ、様々なルールを決めていった。事務局には、海外のリスク情報、文献の専門家やリスクコミュニケーションの調整役を技術参与として公募した。新しい組織を社会に広く認知していただくことが大切と考え、様々な団体、学会、メディアの方々と意見交換の機会を重ねた。また、委員、職員含めて現場（工場、市場、試験研究機関など）を訪問し、業務が机上の抽象論に陥らないよう心がけた。様々の経歴や出身の方々からなる組織なので、業務外を含めた意思疎通の充実に務めた。特に見上委員には、ご自宅でバーベキューの会を企画されるなど、スタッフの融和に気を配っていただいた。

委員会発足から約半年後の12月末、米国で牛海綿状脳症（BSE）が発生した。寺田委員長は就任直後からそのことを懸念されていたが、予想外に早く現実となった。正確な情報の収集と提供を最優先した。委員会などにOIE（国際獣疫事務局）のキム博士や英国のスミス博士を招き、BSEのリスクや英国の対応を説明していただいた。日米の政府間協議にもオブザーバーとして参加した。既に国内のBSEのリスクに係る審議を少し前から開始していたが、2004年（平成16年）9月にその中間取りまとめを行うなど、事実上、この問題の帰趨を背負い込むこととなった。

2004年（平成16年）2月、京都府下で鳥インフルエンザが発生した。国内の農場での発生は79年ぶりで、連日、メディアが現地に殺到した。鶏肉や卵は食べて安全であることを広く周知したが、風評被害は続いた。届出の遅れを執拗に追及され創業者夫妻が自殺したのは痛ましいことだった。この時期、小泉内閣総理大臣から鶏についての科学的説明を求められ、寺田委員長、見上委員に同行して官邸に赴いた。総理の硬軟にわたる幅広い関心に、かなり時間オーバーした記憶がある。

食品安全委員会の発足から10年。この間、食品安全委員会は、BSE、残留農薬、放射性物質など食に関する複雑な問題を科学的に解きほぐすことに一定の役割を果たしてきたと思う。一見、リスクコミュニケーションという言葉は定着したかのように見える。しかし、リスク分析の考え方が本当に理解され社会の常識となっているかどうかは、心許ない。リスクの評価をベースとした合理的な食品安全行政を推進することが、引き続き課題として残っている。そのためには、生物系を含めた定量的評価の充実、リスクコミュニケーションの深化、評価結果の実施状況のフォローアップなど、本来業務の深耕が求められる。併せて、規制影響評価といった関連分野との連携や、食品健康影響評価を支える研究の基盤を更に厚くすることが期待される。

食品安全委員会でも過ごした頃の宿題

齊藤 登（全農肥料農薬部技術主管）

食品安全委員会設立から10年、一つの節目を迎えられること、お祝い申し上げます。私が在籍していたころ宿題だったことを、僭越ながら食品安全委員会が目指すべきものという面から少し振り返ってみました。

ひとつは、食品安全行政とレギュラトリーサイエンスの役割、位置づけについてです。食品安全は科学に立脚する行政とはいうものの、それを支える仕組み、人材は今もまだまだ不十分だと思っています。研究分野でもなかなか独立した専門領域としての確立が難しい中で手探りが続いているのではないのでしょうか。行政の方でも、食品安全を担当する専門家集団の必要性こそ認識されつつあるものの、キャリアコースとしての確立はなされていないのが現状でしょう。食品安全が学問として一つの重要な分野として社会的に認知され、また、行政の中でも確立され、社会の中で評価されるようにならなくてはなりません。そのための結節点として、食品安全委員会が、研究、行政、社会をしっかりとつなぐ役割を果たすことが必要でしょう。

もうひとつは、国際化です。食品安全の世界は、まさに「世界はひとつ」という形で動いています。それぞれの国の直面する問題は様々であったとしても、SPS協定が成立した現在においては、食品安全についてはC o d e x の場などを中心に世界が動いています。C o d e x の基準に反映することができなければ、独自に評価・管理を進めても、その意味合いは大きく減じられます。これからは、世界の中で一緒に評価を行い、規格・基準を作っていくよう食品安全委員会の運営も変わっていくことが求められています。自らが在籍していた頃にできなかったことを、反省しつつ書くことになり申し訳なく思う次第です。今後の食品安全委員会と皆様の発展を心からお祈り申し上げます。

食品安全委員会設立5周年から10周年の間に

栗本 まさ子

設立5周年を3か月後に控えた2008年（平成20年）の春、消費者を主役とする社会の実現を目指し消費者庁の設立準備が進められていました。消費者のために消費者庁を作るのだから消費者にとって最も身近で大切な食品安全を担当する食品安全委員会は消費者庁に移した方がよい、との考え方もありましたが、最終的には、生産者の都合や消費者の不安感情などに左右されず科学に基づいてリスク評価を行うために独立して内閣府に置かれた食品安全委員会は、やはりそのままにしておこう、と結論されました。その過程で、食品安全委員会の存在と役割、そして「安全」と「安心」の違いがまだあまり知られていない、という現実が明らかになりました。5周年の記念行事はこのことを強く意識して行い、また、事務局をあげて情報発信の改善に取り組んでいたにもかかわらず、3期目の委員候補者の一名が国会不同意に。委員会の役割が正しく理解されていないことも背景にあるとされた痛恨の出来事であり、改めて「もっと知ってもらうこと」が至上命題となったのでした。

夥しい件数の農薬、動物用医薬品、添加物、社会的関心が大きかった事故米、窒息事故、牛肉やレバーの微生物、放射性物質、BSE等に関する食品健康影響評価、情報の収集分析や発信が、委員のご指導、専門委員の献身的なご尽力によって行われ、事務局も精一杯先生方をサポートし、設立5周年の年にまとめた「改善に向けて」に沿って、とりわけ、わかりやすい情報発信に心がけ、その後も新しい試みを続けてみました。成果はみなさまにご判断いただきたいと思いますが、4期目の委員は、全員国会の同意が得られました。設立10周年の準備を始めた秋に事務局を離れましたが、「食品安全委員会が「安全」としているなら「安心」できる。」とお感じになる方がより増えるよう、卒業生をメンバーとする応援団の一員として、身近な人たち等への発信を続けたいと思っています。

第1部 文章編

1 食品安全委員会の設立

(1) BSE問題の発生と食品安全基本法の制定まで

我が国では、近年、食品流通の広域化・国際化の進展、腸管出血性大腸菌O157やブリストン等の新たな危害要因の出現、遺伝子組換え等の新たな技術の開発等による国民の食生活を取り巻く状況の変化、2001年（平成13年）9月の国内初のBSE（牛海綿状脳症）の発生、輸入野菜の残留農薬問題等食品の安全を脅かす事件の頻発等、食品安全行政を取り巻く状況の変化には著しいものがある。特に、国内におけるBSEの発生は、食品の安全に対する国民の関心を高めるとともに、国民の健康保護を最優先とする食品安全行政の確立に向けて、様々な見直しを行う直接的なきっかけとなった。

2002年（平成14年）4月の「BSE問題に関する調査検討委員会」の報告書や同年6月の「今後の食品安全行政のあり方について」（食品安全行政に関する関係閣僚会議取りまとめ）を受けて、国民の健康保護を最優先に、食品安全行政にリスク分析の考え方を導入し、食品の安全に関するリスク評価を行う食品安全委員会を新たに設置するとともに、国民の健康保護を基本とした包括的な食品の安全性を確保するための法律として食品安全基本法を制定することとなった。

同月、食品安全委員会設立準備のため、内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省からの出向者で構成される食品安全委員会（仮称）設立等準備室が内閣官房に設置され、食品安全基本法案の内閣法制局審査、組織・定員要求等が進められた。

(2) 食品安全基本法成立と食品安全委員会の設立

2003年（平成15年）2月、食品安全基本法案が国会に提出され、同年4月22日衆議院で可決、同年5月16日参議院で可決成立、同月23日公布、同年7月1日から施行された。国会における審議では、委員会のリスク管理機関からの独立性等が論点となった。

<審議経過>

- 3月13日 衆・本会議 趣旨説明・質疑
- 3月19日 衆・内閣委 提案理由説明
- 4月 2日 衆・内閣委 法案質議①
- 4月 9日 衆・内閣委 参考人質疑
- 4月16日 衆・内閣・厚労・農水委 連合審査会
- 4月18日 衆・内閣委 法案質疑②・採決、修正案採決、附帯決議採決
- 4月22日 衆・本会議 可決
- 4月23日 参・本会議 趣旨説明・質疑
- 4月24日 参・内閣委 提案理由説明

- 5月 6日 参・内閣委 法案質疑①
- 5月 8日 参・内閣委 参考人質疑
- 5月14日 参・内閣・厚労・農水委 連合審査会
- 5月15日 参・内閣委 法案質疑②・採決、附帯決議採決
- 5月16日 参・本会議 可決

食品安全基本法の施行に伴い、国民の健康の保護を最優先に、科学に基づく食品安全行政を推進するため、規制、指導を通じ、食品の生産行程管理等のリスク管理を担当する厚生労働省、農林水産省等のリスク管理機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を実施することを主な役割として、内閣府に食品安全委員会が設置されるとともに、事務局長以下54名の職員から構成される事務局が発足した。

食品安全基本法上、食品安全委員会の委員は、国会の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとされており、6月12日、国会同意に係る人事案が国会に提出され、同日、衆議院で、翌13日、参議院で、委員候補者7名（小泉直子氏、寺尾允男氏、寺田雅昭氏、見上彪氏、坂本元子氏、中村靖彦氏、本間清一氏）の人事案が可決された。内閣総理大臣による委員の任命は、7月1日に行われている。

2 食品健康影響評価の実施

(1) 食品安全委員会会合

2003年（平成15年）7月1日、谷垣禎一食品安全担当大臣、根本匠副大臣及び木村隆秀大臣政務官の御出席の下、第1回委員会会合が開催された。同会合では、寺田雅昭委員が委員長に互選されたほか、「食品安全委員会運営規程」及び「食品安全委員会の公開について」が決定された。これらの決定に基づき、会合は原則として毎週1回公開で開催されることとされた。会合の開催日については、2003年（平成15年）7月1日の設立から2012年（平成24年）7月1日の委員改選までは木曜日が定例日とされ、それ以降は、月曜日が定例日とされている。2013年（平成25年）5月31日現在、会合の開催回数は475回となっている。各年度の会合開催状況は次のとおりである。

①2003年度（平成15年度）

2003年度（平成15年度）は、38回の委員会会合が開催された。

委員会が発足した初年度ということで、次に掲げる規程が整備された。

- 「食品安全委員会運営規程」 (7月1日)
- 「食品安全委員会の公開について」 (同日)
- 「食品安全委員会専門調査会運営規程」 (同月9日)
- 「食品安全委員会における審議方法等について」 (同年10月2日)
- 「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」

(2004年（平成16年）1月29日)

「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」 (同月 29 日)

「普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方」 (同年 3 月 18 日)

「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」 (同月 25 日)

2003 年度 (平成 15 年度) には、278 案件について食品健康影響評価の要請があり、63 案件について評価結果を通知した。7 月 1 日付で、厚生労働省から、「伝達性海綿状脳症 (TSE) に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保について」の食品健康影響評価の要請があり、8 月 29 日のプリオン専門調査会第 1 回会合において審議を行った結果、①背根神経節のリスクはせき髄と同程度であり、背根神経節を含むせき柱については特定危険部位に相当する処理をすべきである、②科学的知見の収集に努めるとともに、それらの知見に基づき食品健康影響評価の見直しを適宜行うことが必要である旨の審議結果が取りまとめられ、9 月 11 日の第 10 回委員会会合において、当該審議結果を了承し、厚生労働省に通知した。

また、8 月には、我が国において、健康食品として販売されているサウロパス・アンドロジナス (アマメシバ: マレーシア等の東南アジアを原産国とするトウダイグサ科の樹木) を乾燥粉末状にした加工食品の長期摂取によるものと疑われる重度の健康被害事例 (閉塞性細気管支炎) が 2 件報告されたため、同月 29 日付で、厚生労働省から、アマメシバを大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の加工食品について食品健康影響評価の要請があり、9 月 4 日の第 9 回委員会会合において審議を行った結果、予防原則に基づき、アマメシバ粉末 (これを錠剤にしたものを含む。) の長期摂取と閉塞性細気管支炎との因果関係は否定できない、引き続きアマメシバの粉末、錠剤等の形態の加工食品による健康被害事例の積極的な把握に努めるとともに、原因物質等の特定のための調査・分析を進めることが重要である旨の評価結果を取りまとめ、厚生労働省に通知した。

2004 年 (平成 16 年) 3 月 9 日には、山口県での高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて、「国民の皆様へ (鳥インフルエンザについて)」と題した文書を関係省庁との連名で発表した。

② 2004 年度 (平成 16 年度)

2004 年度 (平成 16 年度) は、50 回の委員会会合が開催された。

「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」を 5 月 6 日の第 43 回委員会会合において決定するとともに、薬剤耐性菌の食品健康影響評価に必要であると考えられる事項を示した「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価に関する評価指針」を 9 月 30 日の第 63 回委員会会合において策定した。

2004 年度 (平成 16 年度) には、113 案件について食品健康影響評価の要請があり、80 案件について評価結果を通知した。

アカネ色素 (着色料、既存添加物) について、6 月 18 日付で厚生労働省から既存添加物名簿からの消除に係る食品健康影響評価の要請があり、「腎臓以外の臓器の所見等につい

て、今後とも情報収集が必要であるが、提出された資料からは、遺伝毒性及び腎臓への発がん性が認められており、アカネ色素についてADIを設定できない」との添加物専門調査会の評価結果について、7月2日に臨時開催した第52回委員会会合において了承し、厚生労働省に評価結果を通知した。

「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策」について、委員会自らの判断により食品健康影響評価の対象案件を選定し評価を行う案件（以下「自ら評価案件」という。）としてプリオン専門調査会において審議を進め、9月9日の第61回委員会会合において「中間とりまとめ」を了承し、同日付で厚生労働省及び農林水産省に通知した。

12月16日の第74回委員会会合において、「食中毒原因微生物」を自ら評価案件として決定した。

この他、リスクコミュニケーションに関し、4月15日の第41回委員会会合において、委員会による緊急事態等への対応に関する基本的な事項として「食品安全委員会緊急時対応基本指針」を策定した。また、食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題をなるべくわかりやすく示すため、7月1日の第51回委員会会合において「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」を取りまとめた。

2005年（平成17年）2月4日には、日本初のvCJD症例が確定したことについて、牛肉等を食べてもリスクは高まらなないと考えるとする委員長談話を発出した。

③2005年度（平成17年度）

2005年度（平成17年度）は、49回の委員会会合が開催された。

「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」を4月28日の第92回委員会会合において決定した。

2005年度（平成17年度）には、106案件について食品健康影響評価の要請があり、74案件について評価結果を通知した。

2004年（平成16年）7月23日付で厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「魚介類等に含まれるメチル水銀」について、2005年（平成17年）8月4日の第106回委員会会合において評価を終了し、評価結果を厚生労働省に通知した。

2004年（平成16年）10月15日付で厚生労働省及び農林水産省から食品健康影響評価の要請があった我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについて、プリオン専門調査会での審議、国民からの意見・情報の募集を経て、2005年（平成17年）5月6日の第93回委員会会合において審議を行い、①BSE検査対象月齢の見直し、②SRMの除去の徹底、③飼料規制の実効性確保の強化、④BSEに関する調査研究の一層の推進を内容とする評価結果を、同日付で厚生労働省及び農林水産省に通知した。

また、5月24日付で厚生労働省及び農林水産省から食品健康影響評価の要請があった「現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している

牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性」及び「現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性」について、プリオン専門調査会での審議、国民からの意見・情報の募集を経て、12月8日の第123回委員会会合において審議を行い、「輸出プログラム（全頭からの特定危険部位（SRM）除去、20ヶ月齢以下の牛等）が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。」との評価結果を、同日付で厚生労働省及び農林水産省に通知した。

この他、食品安全基本法第21条の規定に基づき、食品の安全性の確保に関する施策を策定するに当たっての基本的な方針をより具体化するために策定された「基本的事項」に基づき、主要な危害要因に関する個別の緊急時対応マニュアルとして、食中毒による緊急事態等が発生した場合における国の対処の在り方等を定めた「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」を4月21日に委員会、厚生労働省、農林水産省及び環境省による関係府省申合せとして策定し、同日の第91回委員会会合において報告・公表した。また、委員会は「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」の策定とともに、委員会における食中毒による緊急事態等への対応に関する具体的な手順に関する「食品安全委員会食中毒緊急時対応指針」を同日策定した。

6月27日には、茨城県での弱毒性鳥インフルエンザの発生を受けて、鶏肉・鶏卵は食品として安全と考えるとする委員長談話を発表した。

④2006年度（平成18年度）

2006年度（平成18年度）は、47回の委員会会合が開催された。2003年（平成15年）7月1日に任命された委員の任期（3年）が6月30日で満了となり、7月1日、小泉直子委員、寺田雅昭委員、見上彪委員、本間清一委員については再任、長尾拓委員、畑江敬子委員、野村一正委員が任命された。

7月3日の第150回委員会会合において寺田雅昭委員が委員長に互選されたが、12月21日、体調不良により辞任し、同日開催の第172回委員会会合において、見上彪委員が委員長に互選された。また、2007年（平成19年）4月1日に寺田雅昭委員の後任として廣瀬委員が任命された。

2006年度（平成18年度）には、247案件について食品健康影響評価の要請があり、113案件について評価結果を通知した。

薬剤耐性菌の食品健康影響評価の基礎資料として、「食品を介してヒトの健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度のランク付けについて」について、4月13日の第139回委員会会合において策定した。

「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」について、6月29日

の第149回委員会会合において策定した。

この他、リスクコミュニケーションの改善の方向について取りまとめた「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」について、11月16日の第168回委員会会合で審議し、決定した。

また、2007年（平成19年）1月13日には、宮崎県での高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて、鶏肉・鶏卵は食品として安全と考えるとする委員長談話を発表した。

⑤2007年度（平成19年度）

2007年度（平成19年度）は、47回の委員会会合が開催された。

4月26日の第188回委員会会合において小泉直子委員から「特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について」の素案の提示があり、これについて5月10日の第189回委員会会合において案のとおり決定した。

2007年度（平成19年度）には、248案件について食品健康影響評価の要請があり、201案件について評価結果を通知した。

5月17日の第190回委員会会合において、「我が国に輸入される牛肉等に係る食品健康影響評価」を自ら評価案件として決定した。

また、9月13日の第206回委員会会合において、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針」を策定した。

⑥2008年度（平成20年度）

2008年度（平成20年度）は、48回の委員会会合が開催された。

7月1日に委員会設立5周年を迎えた。同月24日の第248回委員会会合において、5周年という節目を迎え、これまでの実績を総括し、委員会の業務や機能の在り方の見直しを行う必要があること等を踏まえ、委員会の改善に向けた検討を開始することを決定し、これまでに寄せられた消費者をはじめとした関係者の意見等を踏まえ、委員会業務全般について改善方策を検討し、2009年（平成21年）3月26日の第279回委員会会合において、「食品安全委員会の改善に向けて」を取りまとめた。

2008年度（平成20年度）には、143案件について食品健康影響評価の要請があり、190案件について評価結果を通知した。

中国産冷凍ギョウザ問題の原因物質とされた農薬メタミドホスについて、2008年（平成20年）2月12日付で厚生労働省から食品健康影響評価の要請があり、5月1日の第236回委員会会合において評価を終了し、厚生労働省に評価結果を通知した。

6月26日の第244回委員会会合において、「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」を決定した。

2003年（平成15年）7月1日付で厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保」について、7月3日の第245回委員会会合において評価を終了し、厚生労働省に評価結果を通知した。

9月3日付で厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「総アフラトキシン（アフラトキシン B₁、B₂、G₁及び G₂）」について審議を行い、2009年（平成21年）3月19日の第278回委員会会合において評価を終了し、厚生労働省に評価結果を通知した。

また、委員会での審議のみで評価結果を通知することが可能な案件についての考え方を整理し、その明確化を図るため、2009年（平成21年）3月19日の第278回委員会会合において、「食品安全委員会において既に食品健康影響評価を実施した農薬の適用拡大等に係る取扱いについて」及び「食品安全委員会において既に食品健康影響評価を実施した動物用医薬品の再審査及び対象動物の追加等に係る取扱いについて」を決定した。

4月17日の第234回委員会会合において「食品中の鉛」を、2009年（平成21年）3月19日の第278回委員会会合において「食品中のヒ素」、「オクラトキシンA」及び「デオキシニバレノール及びニバレノール」を自ら評価案件として決定した。

この他、9月11日の第254回委員会会合において、「事故米穀」に係る事案の概要について、農林水産省からの説明及び質疑応答の後、事故米に含まれている農薬の量は十分に低いレベルであり、健康に悪影響が出る心配はない旨の委員長発言があった。

2009年（平成21年）3月2日に、愛知県のうずら飼養農家において、鳥インフルエンザが発生したことを受けて、うずら卵・うずら肉の安全性に関する委員長談話を発表した。

7月31日には、我が国における牛海綿状脳症（BSE）の現状に関する委員長談話を発表した。

また、設立5周年を記念して、9月17、18日の両日、「食品安全委員会とともに考える～食のグローバル化みんなで守ろう食の安全～」を開催し、関係者とともに5年間の実績の総括と今後の課題の整理を行った。

⑦2009年度（平成21年度）

2009年度（平成21年度）は、46回の委員会会合が開催された。

2006年（平成18年）7月1日に任命された委員の任期（3年）が6月30日で満了となり、7月1日、本間清一委員を除く6名の委員については再任、村田容常委員が任命された。同日の第292回委員会会合において小泉直子委員が委員長に互選された。また、同会合において、この委員改選に係る人事案の国会同意において、提案した吉川泰弘氏の人事案が参議院で否決されたことに対して、委員会自体が否定されたことを意味し断腸の思いであるとする委員長発言があった。また、同日、リスク評価の独立性と中立性に関する委員長談話を発表した。

2009年度（平成21年度）には、175案件について食品健康影響評価の要請があり、145案件について評価結果を通知した。

4月25日のWHO（世界保健機関）の「メキシコ及び米国における豚由来H1N1のA型インフルエンザウイルスの人への感染の発生」の公表等を受け、4月27日に豚肉・豚肉加工品は安全と考えるとする「新型インフルエンザに関する食品安全委員会委員長の

見解」を公表した。

5月21日の第286回委員会会合において、「こんにやく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性」に係る食品健康影響評価を行うため、「食品による窒息事故に関するワーキンググループ」を設置した。

2004年度（平成16年度）に自ら評価案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」に関し、優先的に取り組むこととされた「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ」について、6月25日の第291回委員会会合において評価を終了し、厚生労働省及び農林水産省に評価結果を通知した。

7月16日の第294回委員会会合において、「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」を決定し、2010年（平成22年）1月1日からタイムクロック制を導入することとした。

10月1日の第303回委員会会合において、専門調査会の所掌を見直し、動物用医薬品（抗菌性物質、飼料添加物と共通の物質及び食品衛生法第11条第3項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質（以下「対象外物質」という。)) について、肥料・飼料等専門調査会において審議することを決定した。10月8日の第304回委員会会合において、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」を決定し、既に評価結果を有している評価対象について意見を求められた場合の効率的な審議を開始した。

2010年（平成22年）1月21日の第317回委員会会合において、遺伝子組換え技術を利用して作製された除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統、チョウ害虫抵抗性トウモロコシMON810系統及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON863系統の90日間反復投与毒性試験の解析結果に関する論文について、遺伝子組換え食品等専門調査会に意見を求めることを決定した。同年2月18日の第320回委員会会合において、「毒性学的及び統計学的に検討したところ、当該論文はNK603、MON810及びMON863がヒトの健康に悪影響を及ぼすことを示す新たな懸念はないと考えられる」との同調査会の見解が了承され、改めて食品健康影響評価を行わないこととした。

2007年度（平成19年度）に自ら評価案件として決定した「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」に関し、外交ルートを通じて質問書を発出した評価対象国のうち回答が得られた8か国（オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル及びハンガリー）について、2010年（平成22年）2月25日の第321回委員会会合において評価を終了し、厚生労働省及び農林水産省に評価結果を通知した。

2010年（平成22年）3月18日の第324回委員会会合において、「トランス脂肪酸」及び「アルミニウム」を自ら評価案件として決定した。

⑧ 2010年度（平成22年度）

2010年度（平成22年度）は、51回の委員会会合が開催された。

2011年（平成23年）1月7日に熊谷進委員が任命され、同月13日の第362回委員会会合において、委員長代理に選任された。

2010年度（平成22年度）には、191案件について食品健康影響評価の要請があり、118案件について評価結果を通知した。

5月20日の第332回委員会会合において、農薬であって農作物の腐敗・変敗の防止を目的として収穫後に添加物としても使用されるもの（いわゆるポストハーベスト農薬）について、効率的な審議を可能とするため、「農薬であって農作物の収穫後に添加物としても使用されるものについて、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」を決定した。

5月27日の第333回委員会会合において、「添加物に関する食品健康影響評価指針」を策定した。

6月10日の第335回委員会会合において、「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性」に関する食品健康影響評価の審議を効率的に行うため、「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ」を設置した。

2008年度（平成20年度）に自ら評価案件として決定した「デオキシニバレノール及びニバレノール」に関する食品健康影響評価について、11月18日の第356回委員会会合において評価を終了し、厚生労働省及び農林水産省に評価結果を通知した。

2011年（平成23年）3月11日の東日本大震災の発生に伴い東京電力福島第一原子力発電所において事故が発生し、周辺環境から通常よりも高い程度の放射能が検出されたことを受け、「放射性物質について指標値を定めること」に関して同月20日に厚生労働省から食品健康影響評価を要請された。社会的状況を踏まえた緊急時の対応として、委員会会合を臨時に開催し、直ちに専門委員及び専門参考人を招聘して、短期間に5回の審議を行い、同月29日の第375回委員会会合において「放射性物質に関する緊急とりまとめ」を取りまとめ、厚生労働省に通知した。

2011年（平成23年）3月31日の第376回委員会会合において、「加熱時に生じるアクリルアミド」を自ら評価案件として決定した。

この他、12月16日の第360回委員会会合において、最新の科学的知見に基づいた食品健康影響評価等を的確に行うため、今後5年間に委員会において推進することが必要な調査・研究について目標及びその達成に向けた方策を示した「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性について」を決定した。

⑨ 2011年度（平成23年度）

2011年度（平成23年度）は、49回の委員会会合が開催された。

2011年度（平成23年度）には、208案件について食品健康影響評価の要請があり、154案件について評価結果を通知した。

2010年（平成23年）3月20日付で厚生労働省から食品健康影響評価を要請された「放射性物質について指標値を定めること」について、同月に「放射性物質に関する緊急とりまとめ」を取りまとめたが、諮問を受けた内容範囲について継続して審議を行う必要があったため、4月14日の第378回委員会会合において、「放射性物質の食品健康影響評価に関するワーキンググループ」を設置した。7月26日に同ワーキンググループにおいて、評価書案が取りまとめられ、同日の第392回委員会会合に報告された。また、国民からの意見・情報の募集を行った結果、3,000通を超える意見・情報が寄せられ、これらも踏まえ、10月27日の第405回委員会会合において評価を終了し、厚生労働省に評価結果を通知した。

また、4月に富山県等で発生した腸管出血性大腸菌による食中毒事件を受け、7月11日付で厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「生食用食肉（牛肉）における腸管出血性大腸菌及びサルモネラ属菌」について、8月25日の第396回委員会会合において評価を終了し、厚生労働省に評価結果を通知した。

12月5日付で厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった食品衛生法に基づく安全性審査を受けていない遺伝子組換え微生物を利用して生産された添加物である「CN01-0118株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム」及び「KCJ-1304株を利用して生産された5'-グアニル酸二ナトリウム」について、同日、臨時で第410回委員会会合を開催し、その時点での委員会見解を示した。

2007年度（平成19年度）に自ら評価案件として決定した「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」に関し、外交ルートを通じて質問書を発出した評価対象国13か国のうち回答が得られた3か国（ニュージーランド、バヌアツ及びアルゼンチン）について、12月8日の第411回委員会会合において評価を終了し、厚生労働省及び農林水産省に評価結果を通知した。

12月19日付で、厚生労働省から「BSE対策の見直しに係る食品健康影響評価」の要請を受け、同月22日の第413回委員会会合において要請事項の聴取を行った。

2009年度（平成21年度）に自ら評価案件として決定した「トランス脂肪酸」について、2012年（平成24年）3月8日の第422回委員会会合において評価を終了し、消費者庁、厚生労働省及び農林水産省に評価結果を通知した。

この他、7月21日の第391回委員会会合において、遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の審議を行うに当たり、効率的な審議を可能とするため、「遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の取扱いについて」を決定した。

2012年（平成24年）2月16日の第419回委員会会合において、委員会の中立公正な食品健康影響評価の確保を図るため、「食品安全委員会における審議方法等について」を全面改正した。

⑩ 2012年度（平成24年度）

2012年度（平成24年度）は、43回の委員会会合が開催された。

2009年（平成18年）7月1日に任命された委員6名の任期（3年）が6月30日で満了となり、7月1日、村田容常委員については再任、佐藤洋委員、三森国敏委員、山添康委員、石井克枝委員、上安平洸子委員が任命され、7月2日の第438回委員会会合において、熊谷進委員が委員長に互選された。

2012年度（平成24年度）には、195案件について食品健康影響評価の要請があり、182案件について評価結果を通知した。

4月9日付で厚生労働省から要請があった「牛の肝臓の生食に係る食品健康影響評価」について、同月12日の第427回委員会会合において審議し、厚生労働省に評価結果を通知した。また、委員長から「informed choice」すなわち「納得した上での選択」が重要で、リスクコミュニケーションに努めていくとする発言があった。

2007年度（平成19年度）に自ら評価案件として決定した「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」に関し、外交ルートを通じて質問書を発出した評価対象国13か国のうち回答が得られた2か国（ホンジュラス及びノルウェー）について、5月24日の第432回委員会会合において評価を終了し、厚生労働省及び農林水産省に評価結果を通知した。

2004年度（平成16年度）に自ら評価案件として決定した「食中毒の原因微生物に関する食品健康影響評価」に関し、6月28日の第437回委員会会合において評価を終了することとされた。

2011年（平成23年）12月19日付で厚生労働省から食品健康影響評価の要請があったBSE対策の見直しのうち、月齢要件を30か月齢に引き上げた場合のリスク等を先行して審議し、10月22日の第450回委員会会合において評価を終了し、厚生労働省に評価結果を通知した。

10月1日の第448回委員会会合において、遺伝子組換え技術を利用して作製された除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統をラットを用いた2年間の長期毒性試験（NK603）を行ったところ毒性が認められたとする論文に関し、遺伝子組換え食品等専門調査会に意見を求めることを決定した。11月12日の第453回委員会会合において、本論文の試験内容は、NK603のヒトへの健康影響に関する新たな懸念が生じたと科学的に判断するには不十分であり、NK603の安全性を再評価する必要性を示唆する知見とはなり得ないと考えるとする同調査会の見解を妥当なものとして認めた。

2013年（平成25年）3月11日の第466回委員会会合において、「クドア」を自ら評価案件として決定した。

⑪ 2013年度（平成25年度）

2013年度（平成25年度）は、7回の委員会会合が開催された（5月31日現在）。

2013年度（平成25年度）には、10案件について食品健康影響評価の要請があり、41案件について評価結果を通知した（5月31日現在）。

2011年（平成23年）12月19日付で厚生労働省から食品健康影響評価の要請が

あったBSE対策の見直しのうち、国内措置の検査対象月齢をさらに引き上げた場合のリスク等を先行して審議し、5月13日の第473回委員会会合において評価を終了し、厚生労働省に評価結果を通知した。

2012年（平成24年）1月16日付で厚生労働省から要請があった「食品中のリステリア・モノサイトゲネスに関する食品健康影響評価」について、5月20日の第474回委員会会合において評価を終了し、厚生労働省に評価結果を通知した。

（2）専門調査会の開催

2003年（平成15年）7月1日の委員会の設立後、各年度の専門調査会の主な活動実績等は次のとおりである。

① 2003年度（平成15年度）

（専門調査会の設置）

食品安全基本法第36条第1項において「委員会に、専門の事項を審議させるため、専門委員を置くことができる。」、同条第2項において「専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。」と規定されており、これらの規定に基づき、172名の専門委員が任命された。

また、7月9日の第2回委員会会合において策定された「食品安全委員会専門調査会運営規程」に基づき、委員会の下に、16の専門調査会を設置し、委員長の指名により、172名の専門委員の専門調査会の所属が決定された。

このうち、企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会については、食品の安全性の確保に関心を有する消費者等から専門委員の公募を行い、96名の応募者の中から、論文選考及び委員の面接により4名が選ばれ、両専門調査会の専門委員として2名ずつが任命された。

（遺伝子組換えに関連するガイドラインの作成）

遺伝子組換え食品等専門調査会において、11月19日から6回にわたり、遺伝子組換え食品に関連する評価基準の審議を行った。これを踏まえ、委員会において、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日委員会決定）、「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」（平成16年1月29日委員会決定）及び「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日委員会決定）を決定した。

（清涼飲料水の規格基準の改正に伴う農薬93品目及びその他化学物質48品目の評価要請）

7月1日付で、厚生労働省から、清涼飲料水の規格基準の改正に伴う農薬93品目及びその他化学物質48品目に係る食品健康影響評価の要請があった。農薬93品目について

は、農薬専門調査会において審議を行い、追加資料を収集するとともに、追加資料の入手状況ごとに優先順位を付して評価を進めることとした。

(薬剤耐性菌に関するワーキンググループの設置)

12月8日付で、農林水産省から、飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価の要請があったことを受け、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会の合同専門調査会の下に、両専門調査会のほか微生物専門調査会の専門委員を含む専門委員10名及び専門参考人1名から構成される「薬剤耐性菌に関するワーキンググループ」を設置し、同ワーキンググループにおいて、「家畜への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針(案)」の検討を進めた。

② 2004年度(平成16年度)

(遺伝子組換え、薬剤耐性菌及び特定保健用食品に関連するガイドラインの決定)

「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価基準の考え方」について、4月21日の遺伝子組換え食品等専門調査会第11回会合において取りまとめ、5月6日の第43回委員会会合において決定した。

「特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方」について、7月21日の新開発食品専門調査会第13回会合において取りまとめ、8月5日の第57回委員会会合において決定した。

また、「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価に関する評価指針」について、2004年(平成16年)1月23日に設立された薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおいて審議結果を取りまとめ、9月30日の第63回委員会会合において決定した。

(プリオン関係の評価)

委員会は、BSEを一つの契機として設立されたことから、BSEに関する検討を重要課題のひとつとして位置付け、プリオン専門調査会第4回会合以降、BSE問題全般に関して、国内外から幅広く情報を収集し、審議を重ね、9月6日のプリオン専門調査会第14回会合において、「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策」について(中間取りまとめ(案))を取りまとめ、9月9日の第61回委員会会合において同案を了承し、同日付で厚生労働省及び農林水産省に通知した。

また、厚生労働省及び農林水産省から食品健康影響評価の要請があった「伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保について」、「牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正について」、「アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用すること」、「BSE発生国からの牛受精卵の輸入について」及び「豚由来たん白質

等の飼料への利用について」について、2003年（平成15年）8月29日のプリオン専門調査会第1回会合から2004年（平成16年）3月26日の第7回会合にかけて審議を行った後、審議結果を取りまとめ、「豚由来たん白質等の飼料への利用について」以外の案件については5月6日の第43回委員会会合、「豚由来たん白質等の飼料への利用について」については6月24日の第50回委員会会合において了承し、厚生労働省及び農林水産省に評価結果を通知した。

③ 2005年度（平成17年度）

（遺伝子組換えに関するガイドラインの作成）

「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」について、遺伝子組換え食品等専門調査会において2004年度（平成16年度）から2回の審議を行った後、審議結果を取りまとめ、4月28日の第92回委員会会合において決定した。

（ジアシルグリセロール（DAG）に関する合同ワーキンググループの設置）

9月20日付で厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性」について、新開発食品・添加物専門調査会合同ワーキンググループを設置し、11月2日、審議を開始した。

（プリオン関係の評価）

2004年（平成16年）10月15日付で食品健康影響評価の要請があった「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策の見直し」について、プリオン専門調査会において審議結果を取りまとめ、5月6日の第93回委員会会合において審議を行い、厚生労働省及び農林水産省に評価結果を通知した。

また、「現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性」及び「現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性」について、プリオン専門調査会で10回にわたる審議を行った後、審議結果を取りまとめ、12月8日の第123回委員会会合において審議を行い、厚生労働省及び農林水産省に評価結果を通知した。

この他、2004年（平成16年）7月2日付で食品健康影響評価の要請があった「1000℃以上で焼却処理をした肉骨粉の焼却灰及び炭化物を肥料として利用すること」について、プリオン専門調査会で審議を行った後、審議結果を取りまとめ、7月28日の第105回委員会会合において審議を行い、農林水産省に評価結果を通知した。

④ 2006年度（平成18年度）

（自ら評価案件としてメキシコ、チリ、中国産牛肉を決定）

2005年度（平成17年度）に企画専門調査会において自ら評価案件候補として選定された「メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価」について、6月29日の第149回委員会会合において案件として選定した。これを受け、プリオン専門調査会において、評価対象国に関する情報の収集によりBSEの現状を把握するとともに、評価の進め方や評価に必要な項目等について、準備段階としての議論を行った。プリオン専門調査会は、「我が国に輸入される牛肉および牛内臓肉に係る食品健康影響評価の実施に関するプリオン専門調査会の見解について」を取りまとめ、2007年（平成19年）3月22日の第183回委員会会合において、自ら評価の実施の要否について決定する前に意見交換会を実施することを決定した。

（微生物に関するガイドラインの作成）

2004年度（平成16年度）に自ら評価案件として選定した「食中毒の原因物質に関する食品健康影響評価」について、微生物・ウイルス合同専門調査会において、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（案）」について2005年（平成17年）6月30日から6回の審議を行った後、審議結果を取りまとめ、6月1日の第145回委員会会合において決定した。

（ポジティブリスト制度への対応）

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度（5月29日施行）への対応として、所属する専門委員を増員するとともに、農薬専門調査会に幹事会及び5つの評価部会を設置して評価体制を強化し、6月29日の第149回委員会会合において策定した「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」に基づき、審議を行った。

また、動物用医薬品に関するポジティブリスト制度への対応として、動物用医薬品専門調査会に確認評価部会を設置し、審議を行った。

（薬剤耐性菌ワーキンググループの拡充）

動物用医薬品、肥料・飼料等合同専門調査会により構成されていた薬剤耐性菌に関するワーキンググループについて、2007年（平成19年）1月11日の第173回委員会会合において、微生物専門調査会も含めた3専門調査会からなる体制に変更した。

（大豆イソフラボンに関する評価）

2004年（平成16年）1月19日及び同年5月28日付で厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品3製品」について、2004年（平成16年）3月から新開発食品専門調査会において審議を行った後、審議結果を取りまとめ、5月11日の第142回委員会会合において審議を行い、厚生労働省に

評価結果を通知した。

(アガリクスの評価に関するワーキンググループの設置)

2006年(平成18年)2月13日付で厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「アガリクスを含む製品『キリン細胞壁破碎アガリクス顆粒』について食品として販売することを禁止すること」及びその他2製品の安全性について、新開発食品専門調査会を中心に他の専門調査会の協力を得て、4月19日に新開発食品専門調査会ワーキンググループ第1回会合を開催した。

⑤2007年度(平成19年度)

(BSE、微生物の自ら評価案件候補に関する意見交換会の実施)

2007年(平成19年)3月22日の第183回委員会会合において自ら評価の実施の可否を決定する前に意見の交換会を実施することを決定した「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価の実施に関するプリオン専門調査会の見解について」について、意見交換会の結果等を踏まえ、同年5月17日の第190回委員会会合において自ら評価案件として決定した。その後、自ら評価の実施に向け、外交ルートを通じ、評価対象国へ質問書による照会を行った。

さらに、2004年度(平成16年度)に委員会が自ら評価案件に選定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」について、意見交換会等の結果を踏まえ、微生物・ウイルス専門調査会において、鶏肉を主体とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリから審議を進めることとなった。

(「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針」の作成)

2004年度(平成16年度)に自ら評価案件として選定した食中毒の原因微生物に関する食品健康影響評価について、2005年(平成17年)6月30日から微生物・ウイルス合同専門調査会において「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(案)」に係る審議を行い、審議結果を踏まえ、9月13日の第206回委員会会合において「評価指針」(暫定版)として取りまとめ、個別案件に係る食品健康影響評価を実施するとともに、その運用を通じて「評価指針」(暫定版)の更なる検討を進めることとされた。

⑥2008年度(平成20年度)

(メタミドホスの審議)

2008年(平成20年)2月12日付で厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった、中国産冷凍ギョウザ問題の原因物質とされた農薬メタミドホスについて、同月27日の農薬専門調査会幹事会で審議を行った後、その結果を取りまとめ、3月6日の第229回委員会会合に報告、5月1日の第236回委員会会合において評価を終了し、厚生労働省

働省に評価結果を通知した。

(農薬専門調査会の運営の見直し)

部会での審議を効率化するため、農薬の毒性メカニズム等に着目した審議ができるよう、各部会の専門委員の構成を見直し、部会での審議時間を確保するため、幹事会と評価部会を別日開催とした。

(遺伝子組換え関係のガイドラインの作成)

「遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準」について、遺伝子組換え食品等専門調査会において2007年度(平成19年度)から3回の審議を行った後、審議結果を取りまとめ、6月26日の第244回委員会会合において決定した。

(ビスフェノールAの生殖発生毒性等に関するワーキンググループの設置)

7月8日付で厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について」について、器具・容器包装専門調査会に「生殖発生毒性等に関するワーキンググループ」を設置し、9月25日から審議を開始した。

⑦2009年度(平成21年度)

(鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリの評価)

2004年度(平成16年度)に自ら評価案件として選定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」に関し、優先的に取り組むこととされた「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ」について、ワーキンググループでの検討結果を踏まえ、微生物検討グループ会合、ワーキンググループを微生物・ウイルス専門調査会において審議を行った後、審議結果を取りまとめ、6月25日の第291回委員会会合において審議を行い、厚生労働省及び農林水産省に評価結果を通知した。

(体細胞クローンに関する評価)

2008年(平成20年)4月1日付で厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品」について、同月から新開発食品専門調査会、新開発食品専門調査会ワーキンググループ及び新開発食品専門調査会ワーキンググループ小グループにおいて審議を行った後、審議結果を取りまとめ、6月25日の第291回委員会会合において決定した。

(プリオンに関する評価)

2007年度(平成19年度)に自ら評価案件として選定した「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」について、外交ルートを通じて質問書を発出した評価対象国のうち13か国(オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、チリ、パナマ)

アツ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ホンジュラス、ノルウエー、ハンガリー及びアルゼンチン) から回答が得られた。また、その後、韓国も対象に加え、他国と同様の質問書を発出した。各国の回答を順次プリオン専門調査会に提出し審議を行い、2010年(平成22年)2月25日の第321回委員会会合において8か国(オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル及びハンガリー)の評価を終了し、厚生労働省及び農林水産省に評価結果を通知した。

(遺伝子組換え食品の安全性に関する新たな知見についての検討)

2010年(平成22年)2月8日の遺伝子組換え食品等専門調査会において、除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統、チョウ害虫抵抗性トウモロコシMON810系統及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON863系統の90日間反復投与毒性試験の解析結果に関する論文について検討を行い、「毒性学的及び統計学的に検討したところ、NK603、MON810及びMON863がヒトの健康に悪影響を及ぼすことを示す新たな懸念はないと考えられる」との見解を取りまとめ、同年2月18日の第320回委員会会合において了承された。

⑧2010年度(平成22年度)

(食中毒原因微生物に関する評価)

2004年度(平成16年度)に自ら評価案件として選定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」のうち、「牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌」、「鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス」、「カキを主とする二枚貝のノロウイルス」に関し、微生物・ウイルス専門調査会における審議状況が報告され、4月1日の第326回委員会会合において、リスクプロファイルが作成された。

(添加物のガイドラインの作成)

2008年(平成20年)11月から添加物専門調査会において審議を行い、2009年(平成21年)9月に案を取りまとめた添加物の食品健康影響評価に関する指針について、5月27日の第333回委員会会合において決定した。

(こんにやくゼリー関係の評価)

2009年(平成21年)4月27日に消費者庁から食品健康影響評価の要請があり、同年6月10日から「食品による窒息事故に関するワーキンググループ」において審議を行ってきた「こんにやく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性」について、6月10日の第335回委員会会合において評価を終了し、消費者庁に評価結果を通知した。

(ジアシルグリセロール(DAG)ワーキンググループの設置)

2005年(平成17年)11月に「新開発食品専門調査会・添加物専門調査会合同ワ

ーキンググループ」を設置して審議を行ってきたジアシルグリセロールについて、審議を効率的に行うため、10月15日に「高濃度にジアシルグリセロール（DAG）を含む食品に関するワーキンググループ」を設置した。

（デオキシレバニノール及びニバレノールの評価）

2008年度（平成20年度）に自ら評価案件として選定し、2009年（平成21年）5月からかび毒・自然毒等専門調査会において審議を行ってきた「デオキシニバレノール及びニバレノール」について、11月18日の第356回委員会会合において評価を終了し、厚生労働省及び農林水産省に評価結果を通知した。

⑨2011年度（平成23年度）

（食品中に含まれる放射性物質）

2011年（平成23年）3月20日付で厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「放射性物質について指標値を定めること」について、4月14日、「放射性物質の食品健康影響評価に関するワーキンググループ」を設置し、7月26日までの3ヶ月間で9回にわたる審議を行った後、審議結果を取りまとめ、10月27日の第405回委員会会合において評価を終了し、厚生労働省に評価結果を通知した。

（プリオンに関する評価）

2007年度（平成19年度）に自ら評価案件として選定した「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」について、2010年（平成22年）2月25日の第321回委員会会合において評価を終了した8か国（オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル及びハンガリー）を除く5か国について、各国の回答を順次プリオン専門調査会に提出し審議を行い、12月8日の第411回委員会会合において3か国（ニュージーランド、バヌアツ及びアルゼンチン）の評価を終了し、厚生労働省及び農林水産省に評価結果を通知した。

（トランス脂肪酸に関する評価）

2009年度（平成21年度）に自ら評価案件として選定した「トランス脂肪酸」について、2010年（平成22年）4月12日から新開発食品専門調査会において審議を行った後、2012年（平成24年）2月に審議結果を取りまとめ、同年3月8日の第422回委員会会合において決定した。

⑩2012年度（平成24年度）

（生殖発生毒性の評価に関するワーキンググループの設置）

2009年（平成21年）3月24日付で厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった農薬「メトコナゾール」の評価について、農薬専門調査会に生殖発生毒性の評価に関

するワーキンググループを設置し、審議を行った。

(我が国に輸入される牛肉及び牛内臓肉に関する評価)

2007年度(平成19年度)に自ら評価案件として選定した「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」について、ノルウェー及びホンジュラスについて、5月24日の第432回委員会会合において評価を終了し、厚生労働省及び農林水産省に評価結果を通知した。

(食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価の見直し)

2004年度(平成16年度)に自ら評価案件として選定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」に関し、6月4日の微生物・ウイルス専門調査会第31回会合において、自ら評価については、「自ら評価案件の取扱いについて」(平成24年2月16日委員会決定)に基づき、終了に向けた手続を進めることが了承され、6月28日の第437回委員会会合において、自ら評価としての食品健康影響評価を終了することが決定された。

(遺伝子組換え食品の安全性に関する新たな知見についての検討)

11月2日の遺伝子組換え食品等専門調査会第109回会合において、遺伝子組換え技術を利用して作製された除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統をラットに与えて行った2年間の長期毒性試験に関する論文について検討を行い、「本論文の試験内容は、ヒトへの健康悪影響に関する新たな懸念が生じたと科学的に判断するには不十分であり、NK603の安全性を再評価する必要性を示唆する知見とはなり得ないと考え」との見解を取りまとめた。

⑩2013年度(平成25年度)

(牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る評価)

2011年(平成23年)12月19日付で厚生労働省から食品健康影響評価の要請があったBSE対策の見直しのうち、国内措置の検査対象月齢をさらに引き上げた場合のリスク等について、4月3日のプリオン専門調査会第79回会合において審議し、5月13日の第473回委員会会合において評価を終了し、厚生労働省に評価結果を通知した。

また、米国・カナダ・フランス・オランダ産牛肉の輸入月齢制限を30か月齢から更に引き上げることについては、引き続き、プリオン専門調査会で審議することとされた。

3 食品の安全性の確保に関する施策の実施状況の監視

食品安全基本法上、委員会の所掌事務の一つとして、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告することが規定されている。委員会では、2003年(平成15年)7月の

創設以来、食品健康影響評価をリスク管理機関に通知した品目について、リスク管理機関に対する施策の実施状況の調査（以下「実施状況調査」という。）を毎年度2回実施している。

また、第3回実施状況調査（2005年（平成17年）3月実施）からは、新規に調査対象になった品目に加え、前回までの実施状況調査において具体的な措置が講じられていなかった品目について調査を実施している。

さらに、具体的な措置が講じられていなかった評価品目が増加傾向にあったこと等を踏まえ、第15回実施状況調査（2011年（平成23年）3月実施）からは、以下の方針で調査を実施している。

過去1年以上リスク管理措置の検討経過に進捗が見られない品目（以下「滞留品目」という。）のうち、現状より厳しいリスク管理措置を求める評価結果となっており、かつ、曝露状況に関して不確実な要素があるものについては、以下の対応を採る。

（1）委員会におけるヒアリングの実施

以下の品目については、委員会において、リスク管理機関から

- ・曝露状況
- ・措置が遅れている事情
- ・現在の進捗状況、措置が講じられる時期の目途

についてヒアリングを実施する。

- ① 遺伝毒性発がん物質である等、措置が遅れることによる健康影響の可能性が必ずしも低いと推定できないもの
⇒ 評価結果通知後1年超の品目
- ② 全体的に見て、措置が遅れることによる健康影響の可能性が低いと推定されるもの
⇒ 評価結果通知後3年超の品目

（2）勧告・意見申出

上記のヒアリング結果も踏まえ、

- ① 措置が遅れることによる健康影響の可能性が看過できない品目については、食品安全基本法第23条第1項第4号の規定に基づく勧告
- ② その他、健康影響の可能性の大きさに鑑み必要な品目については、同項第5号の規定に基づく意見申出

等のリスク管理機関に対する必要な措置を講ずる。

① 第1回実施状況調査

2003年（平成15年）7月から2004年（平成16年）3月までの間に評価結果をリスク管理機関に通知した品目（10分野、63品目）について調査を実施し、200

4年（平成16年）6月17日の第49回委員会会合に報告した。

② 第2回実施状況調査

上記63品目に加え、2004年（平成16年）4月から同年9月までの間に評価結果をリスク管理機関に通知した品目（8分野、39品目）について調査を実施し、2004年（平成16年）12月16日の第74回委員会会合に報告した。

③ 第3回実施状況調査

前回までの実施状況調査において、具体的な措置が講じられていなかった品目（4分野、22品目）に加え、2004年（平成16年）10月から2005年（平成17年）3月までの間に評価結果をリスク管理機関に通知した品目（7分野、46品目）について調査を実施し、2004年（平成16年）10月27日の第117回委員会会合に報告した。

④ 第4回実施状況調査

前回までの実施状況調査において、具体的な措置が講じられていなかった品目（4分野、14品目）に加え、2005年（平成17年）4月から同年9月までの間に評価結果をリスク管理機関に通知した品目（10分野、36品目）について調査を実施し、2006年（平成18年）4月6日の第138回委員会会合に報告した。

⑤ 第5回実施状況調査

前回までの実施状況調査において、具体的な措置が講じられていなかった品目（6分野、25品目）に加え、2005年（平成17年）10月から2006年（平成18年）3月までの間に評価結果をリスク管理機関に通知した品目（7分野、33品目）について調査を実施し、2006年（平成18年）10月19日の第164回委員会会合に報告した。

⑥ 第6回実施状況調査

前回までの実施状況調査において、具体的な措置が講じられていなかった品目（5分野、23品目）に加え、2006年（平成18年）4月から同年9月までの間に評価結果をリスク管理機関に通知した品目（7分野、27品目）について調査を実施し、2007年（平成19年）4月19日の第187回委員会会合に報告した。

⑦ 第7回実施状況調査

前回までの実施状況調査において、具体的な措置が講じられていなかった品目（5分野、20品目）に加え、2006年（平成18年）10月から2007年（平成19年）3月までの間に評価結果をリスク管理機関に通知した品目（8分野、70品目）について調査を実施し、2007年（平成19年）10月25日の第212回委員会会合に報告した。

⑧ 第8回実施状況調査

前回までの実施状況調査において、具体的な措置が講じられていなかった品目（7分野、41品目）に加え、2007年（平成19年）4月から同年9月までの間に評価結果をリスク管理機関に通知した品目（5分野、83品目）について調査を実施し、2008年（平成20年）4月24日の第235回委員会会合に報告した。

⑨ 第9回実施状況調査

前回までの実施状況調査において、具体的な措置が講じられていなかった品目（6分野、55品目）に加え、2007年（平成19年）10月から2008年（平成20年）3月までの間に評価結果をリスク管理機関に通知した品目（7分野、87品目）について調査を実施し、2008年（平成20年）10月30日の第260回委員会会合に報告した。

⑩ 第10回実施状況調査

前回までの実施状況調査において、具体的な措置が講じられていなかった品目（6分野、94品目）に加え、2008年（平成20年）4月から同年9月までの間に評価結果をリスク管理機関に通知した品目（6分野、89品目）について調査を実施し、2009年（平成21年）4月23日の第283回委員会会合に報告した。

⑪ 第11回実施状況調査

前回までの実施状況調査において、具体的な措置が講じられていなかった品目（6分野、122品目）に加え、2008年（平成20年）10月から2009年（平成21年）3月までの間に評価結果をリスク管理機関に通知した品目（7分野、78品目）について調査を実施し、2009年（平成21年）10月29日の第307回委員会会合に報告した。

⑫ 第12回実施状況調査

前回までの実施状況調査において、具体的な措置が講じられていなかった品目（7分野、126品目）に加え、2009年（平成21年）4月から同年9月までの間に評価結果をリスク管理機関に通知した品目（8分野、72品目）について調査を実施し、2010年（平成22年）4月28日の第330回委員会会合に報告した。

⑬ 第13回実施状況調査

前回までの実施状況調査において、具体的な措置が講じられていなかった品目（9分野、171品目）に加え、2009年（平成21年）10月から2010年（平成22年）3月までの間に評価結果をリスク管理機関に通知した品目（7分野、56品目）について調査を実施し、2010年（平成22年）11月18日の第356回委員会会合に報告した。

⑭ 第14回実施状況調査

前回までの実施状況調査において、具体的な措置が講じられていなかった品目（9分野、156品目）に加え、2010年（平成22年）4月から同年9月までの間に評価結果をリスク管理機関に通知した品目（6分野、72品目）について調査を実施し、2011年（平成23年）10月6日の第402回委員会会合に報告した。

⑮ 第15回実施状況調査

前回までの実施状況調査において、具体的な措置が講じられていなかった品目（8分野、131品目）に加え、2010年（平成22年）10月から2011年（平成23年）3月までの間に評価結果をリスク管理機関に通知した品目（8分野、44品目）について調査を実施し、2012年（平成24年）6月7日の第434回委員会会合に報告した。また、併せて、以下の滞留品目について、厚生労働省からヒアリングを行った。

【農薬】

クロルピリホス（2007年（平成19年）3月評価結果通知）

【動物用医薬品】

クロルスロン（2010年（平成22年）7月評価結果通知）

ブロチゾラム（2008年（平成20年）3月評価結果通知）

カナマイシン（2007年（平成19年）5月評価結果通知）

【汚染物質・化学物質】

ベンゼン（2008年（平成20年）11月評価結果通知）ほか、清涼飲料水の規格基準の見直しに関連する品目

⑯ 第16回実施状況調査

前回までの実施状況調査において、具体的な措置が講じられていなかった品目（9分野、116品目）に加え、2011年（平成23年）4月から同年9月までの間に評価結果をリスク管理機関に通知した品目（8分野、55品目）について調査を実施し、2012年（平成24年）9月10日の第446回委員会会合に報告した。

⑰ 第17回実施状況調査

前回までの実施状況調査において、具体的な措置が講じられていなかった品目（8分野、133品目）に加え、2011年（平成23年）10月から2012年3月までの間に評価結果をリスク管理機関に通知した品目（9分野、84品目）について調査を実施し、2013年（平成25年）3月11日の第466回委員会会合に報告した。

4 科学的調査及び研究の実施

（1）食品安全確保総合調査

委員会においては、2003年度（平成15年度）から、食品健康影響評価を的確に実

施するため、「調査・研究企画調整会議」（「調査・研究企画調整会議の設置等について」（平成22年12月16日委員会決定）について、2013年（平成25年）3月18日の第467回委員会会合において、当該会議における調査審議事項の見直し、「調査・研究企画会議」への名称変更等を内容とする改正が了承され、2013年度（平成25年度）からは「調査・研究企画会議」における調査審議を経て、食品に係る様々な危害要因に関するデータの収集、解析等を行う「食品安全確保総合調査」を実施している。

各年度の実施状況は、以下のとおりである。

①2003年度（平成15年度）

2003年度（平成15年度）においては、以下に掲げる調査課題を含め、23課題の調査を実施した。

（ア）食品に含まれる汚染物質等の健康影響評価に関する情報収集調査

厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「食品に含まれるカドミウム及び清涼飲料水に含まれる48種類の化学物質」のうち12物質を対象として、食品健康影響評価を行う上で必要となる毒性評価、疫学調査等の最新の科学情報の収集、整理を行った。

（イ）イギリス及びカナダの食品の安全に係る緊急時対応に関する調査

我が国の食品の安全に係る緊急時対応のための施策や食品の安全性の確保に関する情報の収集、提供の在り方に関する検討の基礎資料とするため、イギリス及びカナダにおける食品の安全性の確保に関する施策や緊急時対応体制の整備に係る取組について、特にBSE発生当時から2003年（平成15年）時点までの経緯について調査分析を実施した。

（ウ）食品の安全に係る緊急事態に備えたイギリスにおけるvCJDの疫学に関する調査

BSEによる人への健康影響としてはvCJDとして発現することが想定され、BSEによる食品健康影響評価を行う上でvCJDに関する疫学を中心とした基礎情報は不可欠な要素となることから、今後の食品に係る緊急時対応のための施策を検討するための基礎資料とするため、英国におけるvCJDの疫学に関する調査を実施した。

②2004年度（平成16年度）

2004年度（平成16年度）においては、以下に掲げる調査課題を含め、17課題の調査を実施した。

（ア）畜産物等食品を由来とする人獣共通感染症の発生に係る緊急事態に備えた食品の安全性の確保に関する調査

人獣共通感染症における病原体の畜産食品を介したヒトへの感染リスクについて、伝播様式、性質、地理的分布や食品に存在するリスク、日常生活との関連などの面から科学的な知見をまとめた資料及び諸外国における食用家畜での発生状況やヒトへの感染事例、講じられた対策・経済的影響・国民とのリスクコミュニケーションの状況や課題と教訓などについて、調査を実施した。

（イ）アマメシバ粉末のラットを用いた反復投与毒性試験（第2期）調査

アマメシバ粉末等の長期摂取が原因と疑われる閉塞性細気管支炎の発症事例に関して、

閉塞性細気管支炎を引き起こす原因物質やその作用機序が特定されていなかったことから、アマメシバ粉末等に係るリスク評価の取組みに資することを目的として、同食品中の原因物質等の特定のために、動物実験によるデータ集積を実施した。

③ 2005年度（平成17年度）

2005年度（平成17年度）においては、以下に掲げる調査課題を含め、21課題の調査を実施した。

（ア）主要国によるBSEのステータス評価方法に関する情報収集と現状調査

主要国の政府や研究機関のBSEのステータス評価の現状をレビューするとともに、評価方法としての有効性を分析・検証し、今後の我が国及び輸出国のBSEリスク評価を適切に行う上での参考に資するため、BSEのステータス評価方法に関する情報収集と現状調査を実施した。

（イ）放射性物質により汚染された食品の健康影響評価等に関する文献調査

国内外における原子力発電所で事故等が発生し、放射性物質が環境中に放出された場合、周辺農産物が汚染され、汚染された食品の摂取による健康影響が懸念される事態が発生する可能性があることから、このような事故の際の委員会における適切な対応に資するため、放射性物質により汚染された食品の健康影響評価等に関する文献の収集、翻訳、整理を行った。

（ウ）伝達性海綿状脳症（TSE）に係るリスク評価に関する調査

BSEのリスク評価に関して、従来の定性的リスク評価に加えて、新たに定量的な評価を導入することが求められているが、実施レベルでは未発展の状況にあることから、a) 食品、飼料、肥料等の製造工程において期待されるプリオンの不活化・除去方法、b) 実用及び開発段階にあるTSE検査の種類と特性の比較及び、欧州委員会等の評価機関による各TSE検査の評価、各国のBSE関連施策の内容等、リスク評価の材料となる情報・データの収集及び整理を行った。

④ 2006年度（平成18年度）

2006年度（平成18年度）においては、以下に掲げる調査課題を含め、16課題の調査を実施した。

（ア）BSEに関するリスク評価に資する情報収集調査

2005年度（平成17年度）に実施した「主要国による牛海綿状脳症のステータス評価方法に関する情報収集と現状調査」の結果を基に、BSEに起因する食肉の安全性に関するリスク評価に資するために必要となる広範な科学情報について、文献検索、文献収集、情報の整理及び分析を実施した。

（イ）食品中に含まれるカビ毒（オクラトキシン、アフラトキシン、ゼアラレノン）の汚染実態調査

我が国におけるカビ毒（オクラトキシン、アフラトキシン、ゼアラレノン）の汚染実態

を把握し、必要に応じてファクトシート作成や、リスク評価に資するため、カビ毒のリスクが存在する可能性があると考えられ、かつ、汚染実態データが乏しい食品群に関する汚染実態の調査を実施した。

(ウ) 食品の安全性に係るリスクコミュニケーションに関する調査

リスクコミュニケーション専門調査会における検討材料を収集するため、国内外におけるリスクコミュニケーションの詳細な事例把握等による知見・情報等の蓄積、リスクコミュニケーションの効果及び情報発信体制の評価、消費者意識の把握を行った。

⑤ 2007年度（平成19年度）

2007年度（平成19年度）においては、食品健康影響評価等に係る様々な課題に適時・適切に対応するため、調査を効果的かつ効率的に実施できるよう、7月8日、委員会事務局長決定として、「食品安全委員会食品安全確保総合調査実施要領」を定めるとともに、以下に掲げる課題を含め、15課題の調査を実施した。

(ア) 我が国に輸入される牛肉等に係る食品健康影響評価に関する調査

「我が国に輸入される牛肉等に係る食品健康影響評価」（自ら評価案件）の円滑な実施のために、関連する貿易統計、最新の科学論文、評価対象国の関係法令、通達等を入手、翻訳の上、整理・分析を行うとともに、海外の専門家を招聘して最新の知見を収集し、自ら評価案件の審議のための基礎資料を作成した。

(イ) 畜水産食品における薬剤耐性菌の出現実態調査

2005年度（平成17年度）の「畜水産食品における薬剤耐性菌の出現実態調査」で作成したプロトコルに従い、家畜等への抗菌性物質の使用に起因する薬剤耐性菌の食品健康影響評価をより科学的に実施するため、畜水産食品における薬剤耐性菌の出現状況を定量的に把握することを目的として、畜産食品（牛肉及び豚肉）における薬剤耐性菌の出現実態調査を実施した。

(ウ) 食中毒原因微生物の食品健康影響評価に関する調査

食中毒原因微生物（カンピロバクター・ジェジュニ／コリ、腸管出血性大腸菌、サルモネラ・エンテリティディス、ノロウイルス）についての食品健康影響評価を行うに当たり、参考となる国際機関・諸外国のリスク評価書等の収集・翻訳・整理・分析を行うとともに、最新の文献の収集及び既存の情報を含めた評価に必要な情報について整理・分析を行った。

⑥ 2008年度（平成20年度）

2008年度（平成20年度）においては、以下に掲げる調査課題を含め、15課題の調査を実施した。

(ア) 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価に関する調査

「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」（自ら評価案件）を迅速かつ円滑に実施するために、各国から提出された回答等を基に、自ら評価の審議のための基礎資料を作成することを目的として、必要な調査を実施した。

(イ) 委員会の現状の評価及び今後の課題に関する調査

食品安全基本法に基づく新たな食品安全行政が実施されて2008年（平成20年）7月で5年が経過することから、リスク分析の考え方による新たな食品安全行政及び委員会の活動の現状の評価及び今後の課題について幅広い調査を実施し、食品安全行政の今後の在り方と委員会の今後の取組の検討に活かすことを目的として、必要な調査を実施した。

(ウ) 畜水産食品における薬剤耐性菌の出現実態調査

2005年度（平成17年度）の「畜水産食品における薬剤耐性菌の出現実態調査」で作成したプロトコルに従い、家畜等への抗菌性物質の使用に起因する薬剤耐性菌の食品健康影響評価をより科学的に実施するため、畜水産食品における薬剤耐性菌の出現状況を定量的に把握することを目的として、畜産食品（牛肉及び豚肉）における薬剤耐性菌の出現状況を調査した。

⑦2009年度（平成21年度）

2009年度（平成21年度）においては、以下に掲げる調査課題を含め、15課題の調査を実施した。

(ア) デオキシニバレノール・ニバレノール及びオクラトキシンAに係る食品健康影響評価に関する調査

デオキシニバレノール・ニバレノール及びオクラトキシンAに関する食品健康影響評価に資するため、これまでに収集及び翻訳を行った国際機関・諸外国のリスク評価書、文献等の情報の分析及び整理を行うとともに、国際機関・諸外国のリスク評価書、評価書引用文献及び最新の知見に関する文献等の収集・翻訳・分析・整理を行った。

また、これらの分析及び整理等を行った文献等について、デオキシニバレノール・ニバレノールに関しては既存データベースの更新、オクラトキシンAについては新規にデータベースの作成を行った。

(イ) 食品中でのヘテロサイクリックアミンの含有実態調査

国内に流通する食品中に含まれるヘテロサイクリックアミンの量について、分析検査・解析を行い、国内の食品のヘテロサイクリックアミンによる汚染実態を把握することを目的として、食品中でのヘテロサイクリックアミンの含有実態調査を実施した。

(ウ) 農薬等のポジティブリスト制度における対象外物質の食品健康影響評価に関する情報収集調査

食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度における対象外物質の食品健康影響評価について、2009年度（平成21年度）から厚生労働省から順次、意見を聴取されることとなっていたことから、対象外物質の評価を円滑かつ効率的に行うため、食品添加物公定書、日本薬局方、FAO/WHO合同添加物専門家会議（JECFA）、米国食品医薬品庁（FDA）、欧州連合（EU）の評価書等を参考に、対象外物質の科学的知見を収集し、専門家の意見を踏まえ、評価書案に係る基礎資料を整理した。

⑧2010年度（平成22年度）

2010年度（平成22年度）においては、同年度の内閣府行政事業レビューにおいて、調査事業について計画性・戦略性を持った調査計画を策定すべきとの指摘があったこと等を踏まえ、国が行うべき研究領域にかかる意義や優先順位、期待する効果等の全体指標を示すこと等を目的として、概ね5年間に委員会において推進することが必要な試験研究に関するロードマップとして、12月16日の第360回委員会会合において「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性」を決定し、これに基づき、同日付で調査・研究企画調整会議及び調査部会を設置し、2011年（平成23年）2月7日付で、選定会議及び技術等審査会の設置及び調査の対象課題の案の提案と決定等の手続の改正等を内容とする「食品安全委員会食品安全確保総合調査実施要領」の改正を行うとともに、以下に掲げる調査課題を含め、11課題の調査を実施した。

（ア）輸入食品等の摂取等による健康影響に係る緊急時に対応するために実施する各種ハザード（微生物・ウイルスを除く。）に関する文献調査

緊急事態等の発生時の一層迅速な情報提供に資することを目的として、輸入食品、添加物、器具又は容器包装等の摂取等による健康影響に係る緊急事態等の発生の原因となることが将来的に懸念されるハザード（微生物・ウイルスを除く。）について、その特徴、人の健康への影響、関連食品等に関する文献を収集し、データ等を情報整理シートにまとめるとともに、ハザード概要シート（案）を作成した。

（イ）暫定基準が設定された化学物質（農薬及び飼料添加物）に係る食品健康影響評価に関する調査

2006年（平成18年）5月29日に導入されたポジティブリスト制度において暫定基準が設定された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物758物質のうち25物質に関する各国評価機関等の評価書について、翻訳を行うとともに、必要な情報を整理した。

（ウ）食品に含まれるトランス脂肪酸に係る食品健康影響評価情報に関する調査

2010年度（平成22年度）において自ら評価案件として選定された「トランス脂肪酸」の食品健康影響評価を行う際に必要となる最新の科学的知見（国際機関、諸外国のリスク評価書、それらに引用されている文献、新たに安全性に関し公表された文献・資料等）の収集・翻訳を行い、収集した情報を整理し、分析した。

⑨2011年度（平成23年度）

2011年度（平成23年度）においては、以下に掲げる調査課題を含め、8課題の調査を実施した。

（ア）放射性物質の食品健康影響評価に関する情報収集調査

放射性物質の食品健康影響評価を行うに当たり、専門的かつ広範囲な知見に基づく、適切なリスク評価を行う必要があることから、放射性ヨウ素、放射性セシウム、放射性ストロンチウム、ウラン、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種の核種に関し、緊急に最新の毒性知見、疫学調査結果、国際機関・諸外国のリスク評価等の科学情報を収集し、分析した。

(イ) 諸外国におけるリスク管理措置のモニタリング・勧告の実情に関する調査

我が国の勧告・モニタリングの在り方の参考とするため、リスク評価機関とリスク管理機関が分離されている国を対象として、両者がどのような関係にあるか、また、リスク評価機関によるリスク管理措置に対する取組にはどのようなものがあるかについて情報収集を行った。

(ウ) ポジティブリスト制度施行に伴う暫定基準の設定された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する調査

F A O / W H O 合同残留農薬専門家会議 (J M P R) 及び J E C F A と最新の評価を行っている欧州食品安全機関 (E F S A) の評価書が我が国での食品健康影響評価を行う上で有益性が高いため、今後、食品健康影響評価を行うべき農薬等のうち、J M P R、J E C F A 及び E F S A の評価結果を有しているものについて、それぞれの評価書の翻訳を行うとともに必要な情報を整理し、評価書ごとに毒性試験とその結果の概要を一覧表に取りまとめた。

⑩ 2012年度 (平成24年度)

2012年度 (平成24年度) においては、以下に掲げる調査課題を含め、5課題の調査を実施した。

(ア) 陰膳サンプルを用いた化学物質・汚染物質の分析調査

環境省の「ダイオキシン類をはじめとする化学物質の人への蓄積量調査」における陰膳調査において採取した食事試料を用い、自ら評価として審議中の鉛、ヒ素等の化学物質・汚染物質の摂取量を把握することを目的として、ヒ素 (形態別)、鉛、アルミニウム及び総ヒ素の分析調査を実施した。

(イ) ポジティブリスト制度施行に伴う暫定基準の設定された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する調査

J M P R 及び J E C F A と最新の評価を行っている E F S A、欧州医薬品庁 (E M A) の評価書が我が国での食品健康影響評価を行う上で有益性が高いため、今後、評価を行うべき農薬、動物用医薬品及び飼料添加物のうち、J M P R、J E C F A、E F S A 及び E M A の評価結果を有しているものについて、それぞれの評価書の翻訳を行うとともに必要な情報を整理し、評価書ごとに毒性試験とその結果の概要を一覧表に取りまとめた。

(ウ) 食中毒原因微生物の評価モデルに関する調査

食中毒原因微生物についての食品健康影響評価を行う際に必要となる評価モデルを収集、分類、整理するとともに、日本においても評価モデルとして使用可能であるかどうかを確認するために、日本のリステリア汚染実態を例として、パラメーター入力等を行った。

(エ) 食品健康影響評価 (自ら評価) を行うためのアクリルアミドに関する情報収集と分析

アクリルアミドに関する食品健康影響評価 (自ら評価) を行うに当たり、参考となる国際機関・諸外国のリスク評価書の翻訳・整理・分析を行うとともに、最新の文献等の収集

及び既存の情報を含めたリスク評価に必要な情報について整理・分析を行った。

(オ) フタル酸エステル類の食品影響評価に関する知見の整理、情報収集及び分析

器具・容器包装に係るフタル酸エステル類6物質のうちフタル酸ジブチル (DBP)、フタル酸ベンジルブチル (BBP)、フタル酸ジイソノニル (DINP)、フタル酸ジイソデシル (DIDP)、フタル酸ジオクタチル (DNOP) について、食品健康影響評価を行うに当たり、既存の文献等の整理・分析を行うとともに、最新の文献等の収集を行い、食品健康影響評価に必要な情報について整理・分析を行った。

⑪ 2013年度 (平成25年度)

2013年度 (平成25年度) においては、以下に掲げる1課題の調査を実施している。

(5月31日現在)

(ア) 畜水産食品における薬剤耐性菌の出現実態調査

家畜等への抗菌性物質の使用に起因する薬剤耐性菌の食品健康影響評価をより科学的に実施するに当たり、畜水産食品等の薬剤耐性菌の出現に関する科学文献及び調査報告数が極めて少ないことから、畜水産食品等の薬剤耐性菌の出現状況を定量的に把握しておく必要がある。このため、鶏肉、牛及び豚の肝臓における薬剤耐性カンピロバクターの調査を実施し、薬剤耐性菌の食品健康影響評価を実施するための基礎資料とする。

(2) 食品健康影響評価技術研究

委員会においては、2005年度 (平成17年度) から、食のグローバル化や分析技術の進展を背景に、食品健康影響評価を的確に実施するためには、常に最新の科学的知見を集積し体系化しつつ評価手法を開発・改良することが不可欠であるとの認識の下、食品健康影響評価の信頼性を高めるための手法、ガイドライン作成などに資することを目的として、「食品健康影響評価技術研究」を実施している。同研究は、委員会として必要と考える研究領域を設定し具体的な課題を公募する「研究領域設定型」の競争的研究資金制度の下で実施している。

前述のとおり、「調査・研究企画調整会議」における調査審議の更なる効率化を図るため、「調査・研究企画調整会議の設置等について」(平成22年12月16日委員会決定) について、2013年 (平成25年) 3月18日の第467回委員会会合において、当該会議における調査審議事項の見直し、「調査・研究企画会議」への名称変更等を内容とする改正が了承され、同年4月1日に施行された。

① 2005年度 (平成17年度)

2005年度 (平成17年度) においては、5月18日、委員会事務局長決定として、「食品安全委員会食品健康影響評価技術研究実施要領」を定め、以下に掲げる研究課題を含め、8課題を採択した。

(ア) 環境化学物質の発がん性・遺伝毒性に関する検索法の確立と閾値の検討

(研究目的)

化学物質の発がん性を容易に検出できる新しい中期発がん検索法を開発するとともに、既存の発がん検索法を用いて、環境発がん物質の低用量域の発がん性を検討し、さらに遺伝毒性発現レベルとの相関を明らかにする。

また、食品中の発がん物質の低用量域の発がん性が問題となっているが、この閾値問題に一定の結論を出すためには、“Weights of evidence”が要求されるため、できる限り多くの発がん物質について検討する。

(イ) BSEにおける脊柱・筋肉内神経組織のリスク評価と経口摂取βシート蛋白の体内動態

(研究目的)

BSE感染後長期間の経過をたどり、異常プリオン蛋白は脊髄神経節や末梢神経系にも蓄積するが、その定量的リスク評価を行うための基礎的知見は乏しく、また、若齢牛では経口的に摂取されたプリオン蛋白の消化器からの吸収経路に関するデータが不足していることから、これらの問題点を明確にするため、高齢牛および若齢牛を用いたシミュレーション実験を行い、BSE感染リスクを評価するための方法論を開発する。

②2006年度（平成18年度）

2006年度（平成18年度）においては、前年度の8課題の研究を継続したほか、以下に掲げる研究課題を含め、8課題を採択した。

(ア) メチル水銀とダイオキシンの複合曝露による次世代の高次脳機能のリスク評価手法
(研究目的)

食品安全の観点から国民的関心が高いメチル水銀とダイオキシン類を代表的物質として取り上げ、これらの物質への複合曝露による次世代への高次脳機能に及ぼす影響に焦点を絞り、そのリスクを検出・評価することができる新たな試験法を開発する。

(イ) BSEのリスク評価とサーベイランスの効果的手法の研究：北海道の場合
(研究目的)

我が国におけるBSE発生のリスク評価を実施する上で、北海道内の飼料・食肉流通モデルを構築し、北海道における畜産の特徴を考慮したリスク評価を行うことは重要であることから、反芻獣由来肉骨粉の給与禁止後のBSE伝搬に関連する要因の危険度を推定し、北海道におけるBSE発生リスクを総合的に評価するとともに、BSE発生のリスク評価に資する効果的なサーベイランス手法を開発する。

③2007年度（平成19年度）

2007年度（平成19年度）においては、前年度の16課題の研究を継続したほか、以下に掲げる研究課題を含め、9課題を採択した。

(ア) 化学物質による肝肥大誘導機序の解析を基盤とした肝発がんリスク評価系の構築
(研究目的)

肝発がんリスク評価系の構築に有用な指標を見出すことを目的として、主に非遺伝毒性化合物で生じる肝肥大の特徴および発現機序を、分子生物学的、生化学的、酵素学的、遺伝毒性学的、免疫化学的及び病理組織学的手法を用いて解析する。

(イ) 遺伝子組換え食品等のアレルギー性・腸管免疫影響の *in vitro* 評価系の開発
(研究目的)

新規産生タンパク質のアレルギー性を予測するため、感作性と惹起（既知アレルギーの交差反応性）、免疫影響評価としてのアジュバント活性を *in vitro* でハイスループットに解析できる評価系の開発を行う。

④ 2008年度（平成20年度）

2008年度（平成20年度）においては、前年度実施した研究課題のうち15課題の研究を継続したほか、以下に掲げる研究課題を含め、8課題を採択した。

(ア) メチル水銀の継続的負荷による毛髪／血液水銀濃度比の個体差の解明
(研究目的)

毛髪／血液濃度比の変動に及ぼす要因を明らかにすることを目的として、メチル水銀濃度の比較的高い魚を一般成人に摂取させ、血液および毛髪中水銀濃度の経時的データを収集し、その時の変動について解析する。

(イ) プリオン遺伝子ホモックアウト牛の特性に関する研究
(研究目的)

我が国で独自に開発された牛胎児由来リサイクル体細胞核移植法により、プリオン遺伝子をホモックアウトしたクローン牛が胚移植により誕生した。この牛を用い、加齢に伴いプリオン遺伝子の欠損が牛にどのような影響を与えるかについて、分子生物学的、臨床的、病理科学的に評価し、牛における正常プリオン蛋白の機能を解明するとともに、性成熟に達した時点で、この遺伝形質が配偶子に安定して継代されるか否かを受精卵で確認する。

⑤ 2009年度（平成21年度）

2009年度（平成21年度）においては、11月10日、研究の進捗状況、研究成果についての評価を充実させることを目的として、食品健康影響評価技術研究実施要領について、事後評価におけるヒアリングの実施、研究領域調書の改正、計画書・研究成果報告書の追加等の内容とする改正を行うとともに、前年度実施した研究課題のうち16課題の研究を継続したほか、以下に掲げる研究課題を含め、6課題を採択した。

(ア) ビスフェノールAによる神経発達毒性の新たな評価手法の開発
(研究目的)

低用量曝露によって発達障害を引き起こすことが報告されているビスフェノールA（BPA）をモデル化学物質とし、脳とその微細構造の形成という「現象」を第一に捉える現象把握型のアプローチを採ることとし、影響を見逃さず検出し、その質と程度を明らかに

することを旨とした影響評価手法を構築するために必要な研究を実施する。

(イ) 日本沿岸海域における熱帯・亜熱帯性魚毒による食中毒発生リスクの評価法の開発

(研究目的)

日本沿岸海域における、熱帯・亜熱帯性魚毒による食中毒の発生リスクの評価法を開発することを目的として、まずシガテラとパリトキシン様中毒の主たる原因藻を特定した上で、これらの特異的検出・定量法を開発する。

さらに、原因藻や魚に含まれる主たる原因毒の同定・定量法を開発し、これらにより、中毒発生に関わるリスク評価法を確立する。

⑥ 2010年度（平成22年度）

2010年度（平成22年度）においては、同年度の内閣府行政事業レビューにおいて、調査事業について計画性・戦略性を持った調査計画を策定すべきとの指摘があったこと等を踏まえ、国が行うべき研究領域にかかる意義や優先順位、期待する効果等の全体指標を示すこと等を目的として、概ね5年間に委員会において推進することが必要な試験研究に関するロードマップとして、12月16日の第360回委員会会合において「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性」を決定し、これに基づき、同日付で調査・研究企画調整会議及び研究運営部会を設置し、2011年（平成23年）2月7日付で、選定会議及び技術等審査会の設置及び調査の対象課題の案の提案と決定等の手続の改正等を内容とする「食品安全委員会食品安全確保総合調査実施要領」の改正を行うとともに、前年度に実施した研究課題のうち11課題の研究を継続したほか、以下に掲げる研究課題を含め、9課題を採択した。

(ア) 食品中化学物質への胎生～新生期暴露が情緒社会性におよぼす影響評価手法の開発
(研究目的)

食品中の化学物質が胎生～新生期暴露において情緒社会性に与える影響を評価する系を確立するため、まず、情緒社会性に影響をおよぼすことが既知のポジティブコントロール物質について、行動試験、扁桃体神経回路機能試験、扁桃体マイクロアレイ解析、脳内移行性解析を行い、これらを組み合わせた情緒社会性リスク評価基盤を確立する。

また、食品中の化学物質についても評価を行い、データを集積するとともに、評価系の効率化および高精度化を図り、以上の成果を総括し、行動試験、扁桃体神経回路機能試験、扁桃体マイクロアレイ解析、脳内移行性解析を軸としたスコアリング法を確立する。

さらに、多軸化に基づき数式化を行い判定基準値を算出する。

(イ) グリシドール脂肪酸エステルおよび3-MCPD脂肪酸エステルの安全性評価に関する研究

(研究目的)

食用油中に含まれているグリシドール脂肪酸エステル及び3-MCPD脂肪酸エステル等の各種脂肪酸エステルについて、gpt delta ラットを用いた生体での遺伝毒性の検討と F344

ラットを用いた 13 週間反復投与試験を実施し、生体内での加水分解産物の生成の可能性を検討するとともに、毒性影響を詳細に検討し、1 日摂取許容量の設定に有用なデータを得るために必要な研究を実施する

⑦ 2011 年度（平成 23 年度）

2011 年度（平成 23 年度）においては、前年度実施した研究課題のうち 13 課題の研究を継続したほか、以下に掲げる研究課題を含め、7 課題を採択した。

（ア）アルセノシュガー、アルセノリピッドを含有する食品摂取による健康リスク評価

（研究目的）

海産動植物に多く含まれるアルセノシュガー、アルセノリピッドについて、①抽出法の検討、②標準品の合成、③同定及び定量分析の実施、④ボランティアによる出納の調査、⑤動物での安全性を評価、⑥腸内細菌や培養細胞を用いた代謝試験及び毒性試験の実施、⑦これらを踏まえた総合的な食品健康影響評価を行う。

（イ）肝臓キメラマウスを用いたヒト型代謝プロファイルの外挿によるリスク評価手法の開発

（研究目的）

薬物代謝がよりヒトに近いヒト型肝臓キメラマウスを用いてハザード物質の毒性評価、ヒト型代謝プロファイル作成、従来のマウスの効果との比較によるヒトへの外挿性評価を実施するため、げっ歯類とヒトで代謝が異なる物質として家畜の肥育ホルモン剤酢酸メレンデステロールと、近年、国内で発症した食中毒事例で知られる有機リン系農薬メタミドホスを対象ハザードとして、リスク評価における判定基準の策定を行う。

⑧ 2012 年度（平成 24 年度）

2012 年度（平成 24 年度）においては、食品健康影響評価の実施に真に必要なものに重点化して研究を実施するという観点から研究課題を選定することを目的として、食品健康影響評価技術研究実施要領について、計画書、成果報告書の様式の改正、計画書、成果報告書の提出等の手続の明記等の改正を行うとともに、前年度実施した研究課題のうち 15 課題の研究を継続したほか、以下に掲げる研究課題を含め、4 課題を採択した。

（ア）酸化ストレスを誘導する遺伝毒性物質の低用量における量反応関係の解析

（研究目的）

臭素酸カリウムをモデル化合物として、弱い遺伝毒性発がん物質の低用量での「用量一発がん率」の量反応関係及び「用量と標的臓器で発生する突然変異」の量反応関係から実質的閾値の有無を解析する。

また、酸化 DNA 損傷の代表である 8-oxoG の生成や除去・修復に関与する遺伝子のノックアウトマウスやヒト培養細胞を用い、閾値の形成機序を解明する。

（イ）食品のウイルス汚染のリスク評価のための遺伝子検査法の開発と応用に関する研究

（研究目的）

ノロウイルス及びその代替えウイルス等を用いて、加熱、紫外線、薬剤などの不活化処理を行い、これらの検査法の有用性を検証し、さらに検査法の改良を試み、次世代の遺伝子検査法の確立を目指す。より正確なウイルス汚染のリスク評価が可能となるよう、開発した遺伝子検査法を用いて、ウイルスの不活化試験、生存性試験を実施するとともに、食品や下水等からのウイルス検出に適用し、リスク評価に必要なデータを得る。

⑨ 2013年度（平成25年度）

2013年度（平成25年度）においては、食品健康影響評価の実施に真に必要なものに重点化して研究を実施するという観点から研究課題を選定することとし、前年度実施した研究課題のうち8課題の研究を継続したほか、以下に掲げる研究課題を含め、3課題を採択した。また、2課題について追加公募を実施しているところである。（5月31日現在）

（ア）ヒト型遺伝子改変マウスを用いた非定型BSEの人に対する感染リスクの定量的評価

（研究目的）

遺伝的背景が同じヒト型およびウシ型プリオン蛋白遺伝子改変マウスを用いて、定型BSEと2種類の非定型BSEの感染実験を行う。経口・脳内・腹腔内投与による感染実験の結果を比較解析し、感染の種間バリアを定量化することにより、定型および非定型BSEの人への感染リスクについて定量的評価を行う。

（イ）核内受容体作用と酵素誘導解析を基盤とした、化学物質による肝肥大の毒性学的評価に関する研究

（研究目的）

酵素誘導や肝発がん等と関連した核内受容体に対する作用評価及び *in vivo* 毒性試験情報等を利用して、肝肥大を起こす化学物質の生物学的・毒性学的な評価を行うとともに、酵素誘導が肝機能に及ぼす影響を評価し、酵素誘導と肝肥大の関連性およびその毒性学的意義を明らかにする。

（ウ）化学物質により誘発される肝肥大の毒性学的評価手法の確立と今後の問題点

（研究目的）

化学物質により誘発された肝肥大（肝重量増加、肝細胞肥大）が、生体の適応範囲内の反応かを科学的に評価する手法を委員会の評価書等、公開データを基に開発し、リスク評価に直ちに役立つ指針を作成する。さらにそれらの評価結果等の人への外挿性および肝肥大の評価時の問題点も併せて提起する。

5 リスクコミュニケーションの実施

（1）意見交換会等の開催

① 2003年度（平成15年度）

（意見交換会等）

リスク分析の考え方等について、厚生労働省や農林水産省等のリスク管理機関と連携し、

消費者、食品関連事業者等の関係者が参加した意見交換会を全国各地で開催した。

また、BSE、鳥インフルエンザ等、国民の関心が高いテーマについて、委員会委員や海外から招へいた専門家による講演会を開催した。

消費者団体、食品関連事業者、メディア関係者等と情報や意見の交換を行うため、懇談を実施した。

(食の安全ダイヤル)

8月1日に、事務局内に「食の安全ダイヤル」を設置し、国民からの問合せ、情報提供、意見等の受付を開始した。2003年度の受付件数は、358件であった。

また、食の安全ダイヤルに寄せられた問合せ等のうち、多く寄せられた質問等については、Q&Aとして整理し、委員会に報告するとともに、ホームページに掲載した。

(専門調査会及び委員会審議事項)

9月17日に設置したリスクコミュニケーション専門調査会において、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題(案)」を取りまとめ、2004年(平成16年)5月13日の第44回委員会会合において報告した。

②2004年度(平成16年度)

(意見交換会等)

日本におけるBSE対策、薬剤耐性菌の食品健康影響評価に関する評価指針案等について、消費者、食品関連事業者等の関係者が参加した意見交換会等を全国各地で開催した。とりわけ、BSEについては、2004年(平成16年)10月15日、我が国におけるBSE対策の見直しについて、厚生労働省及び農林水産省から食品健康影響評価の要請を受けて以降、プリオン専門調査会等における議論の参考とするため、厚生労働省、農林水産省、都道府県等の協力を得て、2005年(平成17年)1月17日までに47都道府県50会場で意見交換会を開催した。

また、BSEに関する最新情報について、海外からBSEやプリオン病の専門家を招へいして講演会を開催した。

消費者団体、食品関連事業者、メディア関係者等と情報や意見の交換を行うため、懇談を実施した。

(食の安全ダイヤル)

2004年度(平成16年度)の受付件数は836件であった。内容としては、BSEに関する意見、質問が数多く寄せられたほか、ヒジキに含有される無機ヒ素に関してイギリスが注意喚起を行ったことを受け、ヒジキの安全性に関する問合せ等が多かった。

(専門調査会及び委員会審議事項)

リスクコミュニケーション専門調査会において、前年度から引き続いて「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題（案）」について審議し、4月27日の第9回リスクコミュニケーション専門調査会において取りまとめ、7月1日の第51回委員会会合において報告し、審議の上、決定された。

③2005年度（平成17年度）

（意見交換会等）

魚介類等に含まれるメチル水銀、米国・カナダ産牛肉等及び大豆イソフラボンを含む特定保健用食品等について、消費者、食品関連事業者等の関係者が参加した意見交換会等を全国各地で開催した。特に、米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案については、全国7会場において、消費者、生産者及び食品関連事業者等をパネリストとするパネルディスカッション形式による意見交換会を開催した。

また、食品媒介疾患、薬剤耐性菌、BSE及び重金属等に関する最新情報について、海外から専門家を招へいして講演会を開催した。

消費者団体、食品関連事業者、メディア関係者等と情報や意見の交換を行うため、懇談を実施した。

（科学的な知識・考え方の普及啓発）

食品の安全性に関連の深いテーマを取り上げ、専門用語をできるだけわかりやすく説明するなど、市民講座や学校での授業などにも活用できるよう、平成17年度食品安全確保総合調査事業の一環として、DVDを制作した。2005年度は、「気になるメチル水銀～妊娠中の魚の食べ方」を制作した。

（食の安全ダイヤル）

2005年度（平成17年）の受付件数は806件であった。内容としては、BSEに関するものを始め、大豆イソフラボンやアガリクスを含む食品の安全性に関する問合せ等が多かった。

④2006年度（平成18年度）

（意見交換会等）

米国産牛肉輸入問題、残留農薬等のポジティブリスト制度及び食育等について、消費者、食品関連事業者等の関係者が参加した意見交換会等を全国各地で開催した。

また、ヨーロッパにおけるリスク評価への消費者関与、世界におけるBSEリスクとその評価及び農薬に関する経済協力開発機構（OECD）の取組等について、海外から専門家を招へいして講演会を開催した。

消費者団体、食品関連事業者、メディア関係者等と情報や意見の交換を行うため、懇談を実施した。

(リスクコミュニケーション推進のための人材育成等)

行政、消費者団体、事業者等地域の集まりで食品の安全性に関して話をする機会のある方を対象に、リスク分析や委員会の役割についての理解を深めることを目的とし、「地域の指導者育成講座」を全国各地で開催した。

(科学的な知識・考え方の普及啓発)

食育について、6月5日に「リスクコミュニケーションはいかに食育に貢献できるか」をテーマとした意見交換会を開催するとともに、同月24日に大阪市で開催された第1回食育推進全国大会において、内閣府食育推進室と合同でブースを出展し、リスク分析の考え方や委員会の役割についてのパネルの展示やアンケートを実施した。

また、DVD「気になる農薬～安心して食べられる?」、「遺伝子組換え食品って何だろう?～そのしくみと安全性～」及び「21世紀の食の安全～リスク分析手法の導入～」を制作した。

(食の安全ダイヤル)

2006年度(平成18年度)の受付件数は863件であった。内容としては、トランス脂肪酸や大豆イソフラボンを含む食品の安全性、BSEやノロウイルスに関する問合せ等が多かった。

(専門調査会及び委員会審議事項)

リスクコミュニケーション専門調査会において、前年度から引き続いて「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」について審議し、8月4日の第27回リスクコミュニケーション専門調査会において取りまとめ、9月7日の第158回委員会会合において報告し、11月16日の第168回委員会会合において審議の上、決定された。

⑤2007年度(平成19年度)

(意見交換会等)

リスク分析の考え方、食育、我が国に輸入される牛肉等及び食中毒原因微生物に係る食品健康影響評価について、消費者や食品関連事業者等の関係者が参加した意見交換会等を全国各地で開催した。

また、米国等における農薬の安全性評価や、放射線照射食品を巡る国際的な状況等について、海外から専門家を招へいして講演会を開催した。

消費者団体、食品関連事業者、メディア関係者等と情報や意見の交換を行うため、懇談を実施した。

(リスクコミュニケーション推進のための人材育成等)

地域の集まりで食品の安全に関して話をする機会のある方を対象に、リスク分析の考え方や委員会の役割についての理解を深め、コミュニケーションの能力向上を図ることを目的として、「地域の指導者育成講座」を全国各地で開催した。

また、同講座の受講者等を対象に、消費者、事業者等様々な関係者の立場や主張を理解し、また、意見や論点を明確にし、相互の意思疎通を円滑にする役割を担うリスクコミュニケーション（ファシリテーター）を育成するため、ファシリテーション（様々な関係者の立場や主張を理解し、意見や論点を明確にする等、効果的に意見交換を進める手法）に関し、「リスクコミュニケーション育成講座」を全国各地で開催した。

（科学的な知識・考え方の普及啓発）

8月22日、23日に、小学生（主に5～6年生）とその保護者を対象として、食品の安全性について楽しく学ぶ「ジュニア食品安全委員会」を開催し、委員会委員との意見交換や食品安全に関するクイズを行った。DVD「何を食べたらいいか？考えるためのヒント～一緒に考えよう！食の安全～」及び「気になる食品添加物」を制作した。

6月9日、10日に福井県で開催された第2回食育推進全国大会において、ブースを出展し、リスク分析の手法や委員会の役割についてのパネル展示やパンフレット類の配布を行うとともに、「食の安全を理解する上での食育の役割」をテーマとした意見交換会を開催した。また、子どもを対象として、リスク分析の考え方を分かりやすく説明した食育にも資する冊子「どうやって守るの？食べ物の安全性」を作成した。

（食の安全ダイヤル）

2007年度（平成19年度）の受付件数は971件であった。内容としては、トランス脂肪酸や大豆イソフラボンを含む食品の安全性、BSEやノロウイルスに関する問合せ等が多かった。また、中国で製造された冷凍餃子への農薬の混入事件を受けて、輸入食品の安全性に関する問合せも多かった。

⑥2008年度（平成20年度）

（意見交換会等）

食品からのカドミウム摂取、体細胞クローン家畜由来食品に係る食品健康影響評価等について、消費者や食品関連事業者等の関係者が参加した意見交換会等を全国各地で開催した。

また、北米におけるかび毒のリスク評価や、食品安全を伝えるリスクコミュニケーションについて、海外から専門家を招へいして講演会を開催した。

消費者団体と共催して事前に募集した質問に答えることに主眼を置いた意見交換会、科学に基づく食品安全について気軽に語り合うサイエンスカフェ等、新しい形式での意見交換会を開催した。

消費者団体、メディア関係者等と情報や意見の交換を行うため、懇談を実施した。

(リスクコミュニケーション推進のための人材育成等)

「地域の指導者育成講座」を全国各地で開催した。

また、同講座の受講者を対象に、リスクコミュニケーター（ファシリテーター）を育成するため、ファシリテーションに関し、「リスクコミュニケーター育成講座」を全国各地で開催した。

食品健康影響評価結果に関する科学情報等を分かりやすく説明するとともに、国民の意見を把握して委員会に伝達することができるリスクコミュニケーター（インタープリター）を育成するため、食品の食品健康影響評価やリスク認知等についての知識を習得し、それらを分かりやすく説明できるよう、講義と演習を組み合わせた講座を全国各地で開催した。

(科学的な知識・考え方の普及啓発)

8月5日、26日に、小学生（主に5～6年生）とその保護者を対象とした「ジュニア食品安全委員会」を開催し、委員会委員との意見交換や食品安全に関するクイズを行った。

また、試行的に「訪問学習」の受入れを行い、委員会を訪れた学生に対し、委員会の取組や食品の安全性について説明し、意見交換を行った。

DVD「よくわかる！食品安全委員会～食品の安全性をどう守るの？～」を制作した。

6月7日、8日に群馬県で開催された第3回食育推進全国大会において、ブースを出展し、リスク分析の手法や委員会の役割についてのパネル展示やパンフレット類の配布を行った。

(食の安全ダイヤル)

2008年度（平成20年度）の受付件数は1,069件であった。内容としては、体細胞クローン家畜由来食品に関する問合せ等が多かった。また、中国における牛乳へのメラミン混入事案や事故米穀の不正規流通事案に関する問合せとともに、中国産冷凍ギョウザ問題を受けて、輸入食品の安全性に関する問合せも多かった。

(専門調査会及び委員会審議事項)

リスクコミュニケーション専門調査会において、「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン（案）」及び「地方自治体との協力」における当面の取組方向（案）」について審議し、8月19日の第39回リスクコミュニケーション専門調査会において取りまとめ、9月11日の第254回委員会会合において報告した。

また、リスクコミュニケーション専門調査会等において「食品安全委員会の改善に向けて（案）」について審議し、2009年（平成21年）1月23日の第42回リスクコミュニケーション専門調査会において取りまとめ、同年2月12日の第279回委員会会合において報告し、審議の上、決定された。

⑦2009年度（平成21年度）

(意見交換会等)

鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ、我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価等について、消費者、食品関連事業者等の関係者が参加した意見交換会を全国各地で開催した。

また、食品分野におけるナノテクノロジーや、国際がん研究機構における化学物質の評価の最新情報について、海外から専門家を招へいして講演会を開催した。

サイエンスカフェや地方公共団体と共催で食品のリスクを考えるワークショップ等を開催した。

消費者団体との懇談会を開催するとともに、6月に「残留基準値のもつ意味合い～ADI、残留基準値と食品の安全性～」をテーマとして、マスメディア関係者との勉強会を実施した。

(リスクコミュニケーション推進のための人材育成等)

リスクコミュニケーター（ファシリテーター）を育成するため、ファシリテーションに関する基礎講座を全国各地で開催した。

また、リスクコミュニケーター（インタープリター）を育成するため、講義と演習を組み合わせた講座を全国各地で開催した。

8月7日に、小学生（主に5～6年生）とその保護者を対象とした「ジュニア食品安全委員会」を開催し、委員会委員との意見交換や食品安全に関するクイズを行った。

また、子どもを対象とした同様の意見交換会を全国各地で開催した。

さらに、訪問学習の受け入れを行い、委員会を訪れた学生に対し、委員会の取組や食品の安全性について説明した後、意見交換を行った。

学校教育において食品の安全性に関する基礎的な知識が学習できるよう、中学生を対象とした家庭科の副読本「科学の目で見る食品安全」を作成した。また、DVD「気になる食品の安全性～みんなで学ぼうリスク分析～」、「食品安全の基礎知識クイズで学ぶリスク評価」及び「考えてみよう！！食べ物の安全性～食品添加物や残留農薬について～」を制作した。

6月13日、14日に島根県で開催された第4回食育推進全国大会において、ブースを出展し、リスク分析の手法や委員会の役割についてのパネル展示やパンフレット類の配布を行った。

(食の安全ダイヤル)

2009年度（平成21年度）の受付件数は655件であった。内容としては、高濃度にジアシルグリセロール（DAG）を含む食用油等に関する問合せ等が多かった。また、新型インフルエンザの流行に関連して、食品からの感染の可能性についての問合せも多かった。

(専門調査会及び委員会審議事項)

リスクコミュニケーション専門調査会において、「食品安全委員会における情報提供の改善に向けた当面の取組方向（案）」及び「食育の現場におけるリスクコミュニケーションの充実に向けた食品安全委員会の取組方向（案）」について審議し、9月16日の第46回リスクコミュニケーション専門調査会において取りまとめ、10月1日の第303回委員会合会において報告した。

⑧ 2010年度（平成22年度）

（意見交換会等）

食品添加物や食中毒原因微生物に係る食品健康影響評価等について、消費者、食品関連事業者等の関係者との意見交換会を全国各地で開催した。

また、食品分野におけるナノテクノロジーの評価の最新情報について、海外から専門家を招へいして講演会を開催した。

（科学的な知識・考え方の普及啓発）

8月20日に、小学生（主に5～6年生）とその保護者を対象とした「ジュニア食品安全委員会」を開催し、委員会委員との意見交換や食品安全に関するクイズを行った。

また、中学生を対象として、中学校技術・家庭科用副読本「科学の目で見える食品安全」を基にしたクイズや委員会委員との意見交換等を行う「ジュニア食品安全ゼミナール」を全国各地で開催した。

DVD「サイエンスカフェ」を制作した。

6月12日、13日に佐賀県で開催された第5回食育推進全国大会においてブースを出展し、リスク分析の手法や委員会の役割についてのパネル展示やパンフレット類の配布を行った。

（食の安全ダイヤル）

2010年度（平成22年度）の受付件数は1,032件であった。内容としては、東日本大震災を受け、食品中の放射性物質による健康影響に関する問い合わせ等が多かった。

⑨ 2011年度（平成23年度）

（意見交換会等）

放射性物質の食品健康影響評価等について、消費者、食品関連事業者等の関係者が参加した意見交換会を全国各地で開催した。

また、地方公共団体と連携して、専門家でなくても参加しやすい気軽な雰囲気の中で、参加者相互間で意見交換するフォーラム形式の意見交換会やワークショップ、消費者団体と連携した意見交換会を開催したほか、地方公共団体等が実施する意見交換会等への講師派遣を行った。

さらに、報道関係者等を対象とし、放射性物質や牛海綿状脳症（BSE）について、科

学的な基礎的事項や評価についての意見交換会を行った。

(科学的な知識・考え方の普及啓発)

2011年(平成23年)3月30日に、小学生(主に5～6年生)とその保護者を対象とした「ジュニア食品安全委員会」を開催し、委員会委員との意見交換や食品安全に関するクイズを行った。

また、中学生を対象とした「ジュニア食品安全ゼミナール」を全国各地で開催した。

6月18日、19日に静岡県で開催された第6回食育推進全国大会においてブースを出展し、リスク分析の考え方や委員会の役割に関するパネル展示やパンフレット類の配布を行った。

(食の安全ダイヤル)

2011年度(平成23年度)度の受付件数は2,000件であった。内容としては、食品中の放射性物質による健康影響、生食用の牛肉の規格基準に関する食品健康影響評価に関する問合せ等が多かった。

⑩2012年度(平成24年度)

(意見交換会等)

消費者、食品関連事業者等の関係者との意見交換会を全国各地で開催した。そのうち、10月に評価結果を通知した「牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品影響評価」については、意見・情報の募集期間中(9月)に意見交換会を開催した。その後、厚生労働省及び消費者庁と連携し、「牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する説明会」を開催した。

国民の関心の高い放射性物質への対策について、消費者庁、厚生労働省及び農林水産省と連携して、意見交換会を全国各地で開催した。

また、地方公共団体と連携して、専門家でなくても参加しやすい気軽な雰囲気の中で、参加者相互間で意見交換するフォーラム形式の意見交換会やワークショップ、消費者団体と連携した意見交換会や地域の専門家を対象とした意見交換会を開催したほか、地方公共団体等が実施する意見交換会等への講師派遣を行った。

さらに、報道関係者等を対象とし、牛海綿状脳症(BSE)や農薬に関する基礎的な科学的知見や評価についての意見交換会を行った。

(科学的な知識・考え方の普及啓発)

8月8日に、小学生(5～6年生)とその保護者を対象とした「ジュニア食品安全委員会」(「子ども霞が関見学デー」の内閣府プログラム連動企画)を開催し、委員会委員との意見交換や食品安全に関するクイズを行った。

また、中学生を対象とした「ジュニア食品安全ゼミナール」を佐賀県、熊本県及び兵庫

県で開催した。

6月16日、17日に横浜市で開催された第7回食育推進全国大会においてブースを出展し、リスク分析の考え方や委員会の役割に関するパネル展示やパンフレット類の配布を行った。

(食の安全ダイヤル)

2012年度(平成24年度)度の受付件数は797件であった。内容としては、食品中の放射性物質による健康影響、牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する問合せ等が多かった。

⑪2013年度(平成25年度)

(意見交換会等)

「牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品影響評価」について、消費者、食品関連事業者等の関係者が参加した意見交換会を全国各地で開催した。(5月31日現在)

また、地方公共団体等が実施する意見交換会等への講師派遣を行った。(5月31日現在)

(食の安全ダイヤル)

2013年度(平成25年度)の受付件数は160件であった(5月31日現在)。内容としては、牛海綿状脳症(BSE)対策の見直し、食品中の放射性物質による健康影響に関する問合せ等が多かった。(5月31日現在)

(2) 情報提供

①2003年度(平成15年度)

7月8日、委員会の運営状況等について、適時適切な情報提供を行うため、ホームページを開設した。

また、2004年(平成16年)3月、食品の安全性に関する専門用語について、わかりやすく解説した用語集を作成し、ホームページに掲載するとともに、意見交換会における配布等を行った。

②2004年度(平成16年度)

4月、内容の充実と利便性の向上の観点からホームページの全面的な見直しを行い、BSEや鳥インフルエンザをトピックスとして整理するとともに、検索機能の付加等を行った。トピックスについては、随時、食中毒、ファクトシート及びキッズボックス等を追加した。また、以下の事項についてホームページに掲載した。

- ・ BSE及びvCJDについての「中間とりまとめ」、日本初のvCJD症例が確定したことについての委員長談話、BSE及びvCJDについてのQ&A等
- ・ リステリア、腸管出血性大腸菌O157:H7及びノロウイルス等10の食中毒菌に

関し、予防に役立つ情報

- ・ 「アクリルアミド」、「Q熱」、「トランス脂肪酸」及び「妊婦のアルコール飲料の摂取による胎児への影響」についてのファクトシート

この他、食品の安全性に関する科学的知見を広く国民にわかりやすく提供するために、6月、季刊誌「食品安全」の創刊号を発行した。

同年度に発行した季刊誌「食品安全」の概要は、以下のとおりである。

- ・ 創刊号（第2号との合併号） 特集「リスク分析とは？」
- ・ 特別号 BSE「中間とりまとめのポイント」
- ・ 第3号 特集「リスク評価を理解する-化学物質編-」
- ・ 第4号 特集「リスク評価を理解する-その2・農薬編-」

③2005年度（平成17年度）

2005年度（平成17年度）は、以下の事項についてホームページに掲載した。

- ・ BSE及びvCJD、鳥インフルエンザ並びに食中毒についての情報、「アクリルアミド」、「Q熱」及び「妊婦のアルコール飲料の摂取による胎児への影響」等のファクトシート
- ・ 魚介類等に含まれるメチル水銀に関する食品健康影響評価、米国・カナダ産牛肉等に関する食品健康影響評価、大豆イソフラボンを含む特定保健用食品に関する食品健康影響評価についてのポイントやQ&A

また、委員会が収集した食品の安全性に関する国際機関、国内外の政府機関等の情報を整理して掲載したデータベースである「食品安全総合情報システム」の運用を開始した。

同年度に発行した季刊誌「食品安全」の概要は、以下のとおりである。

- ・ 第5号 特集「遺伝子組換え食品のリスク評価を理解する」
- ・ 第6号 特集「食品安全委員会、三年目に向けて」
- ・ 第7号 特集「米国・カナダ産牛肉等のリスク評価」
- ・ 第8号 特集「食品安全委員会の様々な活動」

④2006年度（平成18年度）

2006年度（平成18年度）は、以下の事項についてホームページに掲載した。

- ・ BSE及びvCJD、鳥インフルエンザ、食中毒、ノロウイルス並びにトランス脂肪酸についての情報、「ビタミンAの過剰摂取による影響」のファクトシート
- ・ 大豆イソフラボンを含む特定保健用食品に関する食品健康影響評価、鳥インフルエンザについてのポイントやQ&A

同年度に発行した季刊誌「食品安全」の概要は、以下のとおりである。

- ・ 第9号 特集「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品3品目の食品健康影響評価」
「残留農薬等のポジティブリスト制度の導入における食品安全委員会の役割」
- ・ 第10号 「コエンザイムQ10の食品健康影響評価結果」
- ・ 第11号 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」
- ・ 第12号 特集「飲料水や容器のリスク評価」「世界の中の食品安全委員会」

また、6月から、広く国民に委員会の役割、活動等についての理解を深めてもらうことを目的として、委員会会合等の結果概要やホームページ新着情報等を掲載した「メールマガジン」の配信を開始した。

⑤2007年度（平成19年度）

2007年度（平成19年度）は、以下の事項についてホームページに掲載した。

- ・ BSE及びvCJD、鳥インフルエンザ、食中毒、トランス脂肪酸、こんにゃく入りゼリー並びに中国産食品についての情報
- ・ 「トランス脂肪酸」、「加工食品中のアクリルアミド」のファクトシート

同年度に発行した季刊誌「食品安全」の概要は、以下のとおりである。

- ・ 第13号 特集「トランス脂肪酸の分析調査」「米国・カナダ以外からの輸入牛肉等のリスク評価」
- ・ 第14号 特集「食中毒の原因となる微生物のリスク評価」「アクリルアミドに関するファクトシートの概要」
- ・ 第15号 特集「食品添加物のリスク評価」
- ・ 第16号 特集「動物用医薬品や肥料・飼料などのリスク評価」

委員会会合等の結果概要や委員会ホームページ新着情報等を掲載したメールマガジンを、原則毎週金曜日に、約5,800名の会員に対して配信した。

⑥2008年度（平成20年度）

2008年度（平成20年度）は、以下の事項についてホームページに掲載した。

- ・ BSE及びvCJD、鳥インフルエンザ、食中毒、トランス脂肪酸、こんにゃく入りゼリー並びに中国産食品についての情報
- ・ 「トランス脂肪酸」、「加工食品中のアクリルアミド」のファクトシート

同年度に発行した季刊誌「食品安全」の概要は、以下のとおりである。

- ・ 特別編集号 「リスク分析の基本」「食品添加物のリスク評価」「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価の概要」等、これまでに掲載した特集の中から代表的なものを選定し、再編集

- ・ 第17号 特集「食品中のカドミウムのリスク評価」
- ・ 第18号 特集「リスクコミュニケーションの新しい試み」

委員会会合等の結果概要や委員会ホームページ新着情報等を掲載したメールマガジンを、原則毎週金曜日に、約6,900名の会員に対して配信した。

⑦2009年度（平成21年度）

2009年度（平成21年度）は、以下の事項についてホームページに掲載した。

- ・ 食中毒、新型インフルエンザ、高濃度にジアシルグリセロール（DAG）を含む食用油、こんにゃく入りゼリー等食品による窒息事故についての情報
- ・ 「トランス脂肪酸」、「加工食品中のアクリルアミド」及び「食品中のクロロプロパノール類」のファクトシート

また、2010年（平成22年）3月にホームページと「食品安全総合情報システム」を統合した。

同年度に発行した季刊誌「食品安全」の概要は、以下のとおりである。

- ・ 第19号 特集「体細胞クローン牛・豚由来食品のリスク評価」「かび毒（総アフラトキシン）のリスク評価」
- ・ 第20号 特集「食中毒原因微生物カンピロバクターのリスク評価」
- ・ 第21号 特集「遺伝子組換えパパイヤのリスク評価」
- ・ 第22号 特集「BSEが発生していない国を対象とした輸入牛肉・内臓のリスク評価」

委員会会合等の結果概要やホームページ新着情報等を掲載したメールマガジンを、原則毎週金曜日に、約8,100名の会員に対して配信した。

⑧2010年度（平成22年度）

2010年度（平成22年度）は、以下の事項についてホームページに掲載した。

- ・ 食中毒、口蹄疫、鳥インフルエンザ、こんにゃく入りゼリー等食品による窒息事故についての注意喚起
- ・ 東日本大震災の原子力発電所への影響と食品の安全性についての情報
- ・ 「トランス脂肪酸」、「フラン」及び「食品中のカフェイン」のファクトシート
- ・ 「牛肉を主とする食肉中の腸管性出血性大腸菌」、「鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス」及び「食品中のノロウイルス」のリスクプロファイル
- ・ 食品の安全性に関する用語集（第4版）を基に、イラストやアニメーションを加えより分かりやすくしたビジュアル版「食品の安全性に関する用語集」

また、7月にトップページをリニューアルし、コンテンツ項目の構成及び配置の見直し

等を行った。

同年度に発行した季刊誌「食品安全」の概要は、以下のとおりである。

- ・ 第23号 特集「牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌のリスクプロファイル」
- ・ 第24号 特集「食品による窒息事故についてのリスク評価」
- ・ 第25号 特集「トランス脂肪酸のファクトシート更新」「フランのファクトシート公表」
- ・ 第26号 「放射性物質に関する緊急とりまとめ」特集「かび毒デオキシニバレノール、ニバレノールのリスク評価」

メールマガジンについて、年度当初に、食品安全モニターの課題報告を踏まえ、目次の整理、表記の簡略化、読み物ページの増設等の改善を行い、約9,300名の会員に対して配信した。また、「新着情報お知らせメール」を開始し、委員会会合等の開催案内や意見の募集等当日分の新着情報を毎日19時に約300名の会員に対して配信した。

⑨2011年度（平成23年度）

2011年度（平成23年度）は、食の安全ダイヤル等を通じて多くの質問等が寄せられ、国民の関心が高いと思われる食品の安全性に関する事案について、「重要なお知らせ」等としてホームページに掲載した。

同年度に発行した季刊誌「食品安全」の概要は、以下のとおりである。

- ・ 第27号 特集「生食用食肉（牛肉）のリスク評価」
- ・ 第28号 特集「食品中に含まれる放射性物質のリスク評価」
- ・ 第29号 特集「鶏肉におけるサルモネラ属菌のリスクプロファイル」
- ・ 第30号 特集「トランス脂肪酸のリスク評価」

委員会会合等の結果概要やホームページ新着情報等を掲載したメールマガジンを、原則毎週金曜日に、約11,000名の会員に対して配信するとともに、委員会会合の開催案内、意見の募集等の当日分の新着情報を、毎日19時に、約800名の会員に対して配信した。また、食品の安全性に関する特に重要な事案について、その内容を速やかにお知らせするために臨時メールマガジンを発行するとともに、地方公共団体に対して情報提供を行った。

⑩2012年度（平成24年度）

2012年度（平成24年度）は、食の安全ダイヤル等を通じて多くの質問等が寄せられ、国民の関心が高いと思われる食品の安全性に関する事案について、「重要なお知らせ」等としてホームページに掲載した。

同年度に発行した季刊誌「食品安全」の概要は、以下のとおりである。

- ・ 第31号 特集「遺伝子組み換え微生物を利用して製造された添加物のリスク評価」
- ・ 第32号 特集「食品安全委員会が新たな体制で始動」
- ・ 第33号 特集「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係るリスク評価」
- ・ 第34号 特集「食品安全におけるリスク分析」

委員会等の結果概要やホームページ新着情報等を掲載したメールマガジンを、原則毎週火曜日に、約1万2千名の会員に対し配信するとともに、委員会会合の開催案内、意見等の募集等の当日分の新着情報を毎日19時に、約1千名の会員に対し配信したほか、実生活に役立つ情報、安全性の解説、Q&A及び委員の随想を「読み物版」として、毎月配信した。

また、委員会パンフレットについて、最新の情報に改訂した。

⑩ 2013年度（平成25年度）

2013年度（平成25年度）は、食の安全ダイヤル等を通じて多くの質問等が寄せられ、国民の関心が高いと思われる食品の安全性に関する事案について、「重要なお知らせ」等としてホームページに掲載した。

委員会等の結果概要やホームページ新着情報等を掲載したメールマガジンを、原則毎週火曜日に、登録会員に配信するとともに、委員会会合の開催案内、意見等の募集等の当日分の新着情報を毎日19時に、登録会員に対し配信したほか、実生活に役立つ情報、安全性の解説、Q&A及び委員の随想を「読み物版」として、毎月配信した。

（3）食品安全モニター

委員会においては、食品健康影響評価の結果、それに基づくリスク管理機関の施策、個別の食品の安全性等について、広く国民から意見・情報等を募集し、委員会の活動に役立てることを目的として、2003年（平成15年）9月、「食品安全モニター」制度を創設した。食品安全モニターについては、大学等で食品に関係の深い学問を修了した者、食品に関係の深い資格を保有する者、食品の安全性に関する業務に従事したことがある者等を対象として募集を行い、総数で470名に依頼している。

各年度における食品安全モニターの活動状況は以下のとおりである。

① 2003年度（平成15年度）

2003年度（平成15年度）においては、応募理由や地域分布、性別、年齢構成等を考慮して選定した上で、9月5日、任期を一年として、470名に食品安全モニターを依頼した。

食品安全モニターから、食品安全行政に関する意見や情報提供等の報告（以下「随時報告」という。）を425件受け付け、これらの報告については、関係行政機関にも回付し、

今後の食品の安全性の確保に関する施策を推進する上での参考とするとともに、適宜意見等に対するコメントを付し、ホームページに掲載した。

また、9月、食品安全行政や食品の安全に係る意識等調査（以下「課題報告」という。）を実施した。この結果については、ホームページに掲載するとともに、意見交換会等における参考資料として活用した。

さらに、食品安全モニターに対し、食品の安全性の確保のための新たな取組や食品健康影響評価の方法等についての知識や理解を深めていただくこと、これらに関する意見交換を行うことにより食品安全行政の推進に資することを目的として、2003年（平成15年）12月から2004年（平成16年）1月にかけて、全国6都市で「食品安全モニター会議」を合計7回開催した。

②2004年度（平成16年度）

2004年度（平成16年度）は、食品安全モニターから、668件の随時報告を受け付けた。

また、「食の安全性に関する意識」（5月）、「食の安全性に関する用語集について」（9月）及び「食品安全委員会のこれまでの取組等について」（2005年（平成17年）1月）をテーマとして、課題報告を実施した。

6月から7月にかけて、全国8都市で「食品安全モニター会議」を合計10回開催した。

③2005年度（平成17年度）

2005年度（平成17年度）は、食品安全モニターから、607件の随時報告を受け付けた。

また、「食の安全性に関する意識等について」（5月）及び「食品の安全性の確保に関する施策の浸透状況等について」（2006年（平成18年）2月）をテーマとして、課題報告を実施した。

6月から7月にかけて、全国7都市で「食品安全モニター会議」を合計10回開催した。

④2006年度（平成18年度）

2006年度（平成18年度）は、食品安全モニターから、536件の随時報告を受け付けた。

また、「食の安全性に関する意識等について」（6月）及び、「食品の安全性に関する用語集等について」（2007年（平成19年）2月）をテーマとして課題報告を実施し、2月の調査結果については「食品の安全性に関する用語集」改訂の際の参考とした。

5月から6月にかけて、全国7都市で「食品安全モニター会議」を合計10回開催した。

⑤2007年度（平成19年度）

2007年度（平成19年度）から、食品安全モニターの任期を2年に延長した。

食品安全モニターから、524件の随時報告を受け付けた。

また、「食品の安全性に関する意識等について」（6月）及び「食品に関するリスクコミュニケーション活動への参加等について」（2008年（平成20年）1月）をテーマとして、課題報告を実施した。

5月から6月にかけて、全国7都市で「食品安全モニター会議」を合計10回開催した。

⑥2008年度（平成20年度）

2008年度（平成20年度）は、食品安全モニターから、385件の随時報告を受け付けた。

また、「食品の安全性に関する意識等について」（6月）及び「食品の安全性に関する認識のギャップ等について」（11月）をテーマとして、課題報告を実施した。

5月から6月にかけて、全国7都市で「食品安全モニター会議」を合計10回開催した。

⑦2009年度（平成21年度）

2009年度（平成21年度）は、食品安全モニターから、338件の随時報告を受け付けた。

また、「食品の安全性に関する意識等について」（7月）及び「食品安全委員会からの情報発信について」（2010年（平成22年）1月）をテーマとして、課題報告を実施した。

5月から6月にかけて、全国7都市で「食品安全モニター会議」を合計10回開催した。

⑧2010年度（平成22年度）

2010年度（平成22年度）は、食品安全モニターから、327件の随時報告を受け付けた。

また、「食品の安全性に関する意識等について」（8月）及び「食品安全委員会からの情報発信について」（2011年（平成23年）2月）をテーマとして、課題報告を実施した。

5月から6月にかけて、全国7都市で「食品安全モニター会議」を合計10回開催した。

⑨2011年度（平成23年度）

2011年度（平成23年度）は、食品安全モニターから、248件の随時報告を受け付けた。

また、「食品の安全性に関する意識等について」（8月）及び「食品の安全性に関する意識・食品安全委員会からの情報発信等について」（2012年（平成24年）3月）をテーマとして、課題報告を実施した。

5月から6月にかけて、全国7都市で「食品安全モニター会議」を合計10回開催した。

⑩2012年度（平成24年度）

2012年度（平成24年度）は、食品安全モニターから、249件の随時報告を受け付けた。

また、「食品の安全性に関する意識等について」（7月）、「食品の安全性に関する情報等について」（2月）課題報告を実施した。

5月から6月にかけて、全国6都市で「食品安全モニター会議」を合計9回開催した。

⑪ 2013年度（平成25年度）

2013年度（平成25年度）は、食品安全モニターから、10件の随時報告を受け付けた。（5月31日現在）

5月に、東京で「食品安全モニター会議」を3回開催した。（5月31日現在）

6 緊急時対応

委員会の活動の柱の一つに、広域にわたって大規模な食中毒が発生した場合などの緊急時における迅速な対応がある。緊急事態等が発生した際に科学的知見に基づく迅速かつ適切な対応を行うため、関係府省と連携して緊急時対応に係るマニュアルを策定するとともに、平時から緊急時対応の訓練を実施するなどして、対処体制の強化に努めてきた。

各年度における対応状況は以下のとおりである。

(1) 2003年度（平成15年度）

8月28日、重大な食品事故等緊急時における対応の在り方等について審議することを所掌事務とする「緊急時対応専門調査会」の第1回会合を開催した。

1月以降に国内で発生が確認された高病原性鳥インフルエンザについて、2004年（平成16年）3月に委員長談話の公表等を行った。

(2) 2004年度（平成16年度）

4月15日付で、緊急事態等が発生した場合における国の対処の在り方等について定めた「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」を関係府省申合せとして決定した。

また、同日の第41回委員会会合において、委員会による緊急事態等への対応に関する基本的な事項を定めた「食品安全委員会緊急時対応基本指針」を策定した。

9月以降に北陸地方や東北地方で発生が確認された急性の脳症を疑う事案について、10月28日の第67回委員会会合において事務局より報告、12月から2005年（平成17年）1月にかけて発生した高齢者施設における感染性胃腸炎の集団発生事例について、同月13日の第77回委員会会合において事務局より報告、2005年（平成17年）2月に発生が確認された我が国初のvCJD症例について、同月4日に委員長談話の公表等を行った。

(3) 2005年度（平成17年度）

4月21日付で、食中毒による緊急事態等が発生した場合における国の対処の在り方等について定めた「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」を関係府省申合せとして決定した。

同日の第91回委員会会合において、委員会における食中毒による緊急事態等への対応に関する具体的な手順を定めた「食品安全委員会食中毒緊急時対応指針」を策定した。

6月以降に国内で発生が確認された高病原性鳥インフルエンザについて、6月30日の第101回委員会会合において事務局より報告等を行った。

(4) 2006年度（平成18年度）

4月27日付で、「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」を「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」と名称変更し、緊急対策本部に関する具体的な事項について定めた「緊急対策本部設置要領」と合わせて、関係府省申合せとして決定した。

同日の第141回委員会会合において、「食品安全委員会食中毒緊急時対応指針」を「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」と名称変更した。

また、平時から食中毒等による緊急事態発生時における体制の実効性の確認をするとともに、各担当者の意識の高揚と知識の向上を図ることを目的として、9月20日、12月1日、2007年（平成19年）2月9日に緊急時対応訓練を実施した。

5月に発生した白インゲン豆による健康被害事例について、同月26日に委員会ホームページで情報提供、10月の北朝鮮による地下核実験実施事案について、同月12日に委員会ホームページで情報提供、ノロウイルスによる食中毒等の発生増加について、12月21日の第172回委員会会合において事務局より報告、2007年（平成19年）1月以降に国内で発生が確認された高病原性鳥インフルエンザについて、同年1月13日に委員長談話の公表等を行った。

(5) 2007年度（平成19年度）

委員会内の認識の共有、緊急時対応マニュアルの実効性の向上、効果的な広報技術の向上を重点課題として、12月3日と2008年（平成20年）3月11日に緊急時対応訓練を実施した。

9月に発生が確認されたイカの塩辛を推定原因とする腸炎ビブリオ食中毒について、同月26日に委員会ホームページで情報提供、スギヒラタケが原因と疑われる急性脳症の発生について、10月26日に委員会ホームページで情報提供を行った。

(6) 2008年度（平成20年度）

緊急時対応マニュアルの実効性の向上と効果的な広報技術の習得を重点課題として、12月2日と2009年（平成21年）3月3日に緊急時対応訓練を実施した。

7月に発生が確認された事故米穀の不正規流通事案及び9月に発生が確認された中国における乳幼児用調製粉乳へのメラミン混入事案について、9月25日の第255回委員会

会合において事務局より報告、2009年（平成21年）3月に発生が確認された愛知県のうずら飼養農家における鳥インフルエンザについて、同年3月2日に委員長談話の公表等を行った。

（7）2009年度（平成21年度）

緊急時対応マニュアルの実効性の向上と効果的な広報技術の習得を重点課題として、1月16日と2010年（平成22年）1月29日に緊急時対応訓練を実施したほか、1月から2010年（平成22年）1月にかけて、緊急時における初動対応の要点やホームページ掲載に係る研修を実施した。

4月に発生が確認された新型インフルエンザ（インフルエンザA/H1N1）について、4月27日に委員長見解を公表、6月に発生が確認された中国産豚肉加工品からのクレンブテロール検出事案について、同月23日に委員会ホームページで情報提供、8月に広域発生した飲食店における腸管出血性大腸菌O157食中毒について、9月17日に委員会ホームページで情報提供等を行った。

（8）2010年度（平成22年度）

緊急時対応マニュアル等の実効性の向上と分かりやすい情報提供技術の向上を重点課題として、2011年（平成23年）2月10日、24日及び3月1日に緊急時対応訓練を実施したほか、1月から2月にかけて、緊急時における初動対応の要点やホームページ掲載に係る研修を実施した。

4月に発生が確認された宮崎県における口蹄疫について、同月20日に委員会ホームページで情報提供、毒キノコ（ニガクリタケ等）による食中毒の多発事案発生について、10月4日に委員会ホームページで情報提供、11月以降に国内で発生が確認された高病原性インフルエンザについて、11月30日に委員会ホームページで情報提供、2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災（東京電力福島第一原子力発電所事故）について、同月29日に委員会の「放射性物質に関する緊急とりまとめ」を公表し、委員会ホームページ等による情報提供に努めた。

（9）2011年度（平成23年度）

緊急時対応マニュアル等の実効性の向上とより迅速かつ的確な情報提供に向けた組織能力の向上を重点課題として、10月20日、11月10日、12月6日に緊急時対応訓練を実施したほか、9月から10月にかけて、緊急時における初動対応の要点やホームページ掲載に係る研修を実施した。

4月以降に富山県等で発生した腸管出血性大腸菌による食中毒について、5月12日の第381回委員会会合において厚生労働省から報告、食品衛生法に基づく安全性審査を经过いかなかった遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物について、12月5日に委員会の見解を公表、粉ミルクから放射性セシウムが検出された事案について、同月8日に

委員会ホームページで情報提供、2012年（平成24年）3月に発生が確認されたボツリヌス食中毒について、同月26日に委員会ホームページでの情報提供等を行った。

（10）2012年度（平成24年度）

9月28日付で、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」及び「緊急対策本部設置要領」の廃止と合わせ、緊急事態等が発生した場合における国の対処の在り方等を定めた緊急時対応マニュアルとして、「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」を関係閣僚申合せとして決定するとともに、「消費者安全総括官制度について」を関係府省局長申合せとして決定した。

また、委員会における食中毒による緊急事態等への対応に関する具体的な手順を定めた新たなマニュアルとして、「食品安全委員会緊急時対応基本指針」を「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」に統合し、2013年（平成25年）3月18日の第467回委員会会合において決定した。

重要な情報を迅速かつ的確に国民に提供するための組織能力の向上と緊急時対応マニュアル等の実効性の向上を重点課題として、8月1日、9月5日、10月2日、11月16日に緊急時対応訓練を実施したほか、4月から5月にかけて及び10月に、緊急時における初動対応の要点やホームページ掲載に係る研修を実施した。

5月に消費者庁が行ったコチニール色素に関する注意喚起について、同月11日に委員会ホームページで情報提供、5月に発生が確認された利根川水系の浄水場で水道水の基準を超えるホルムアルデヒドが検出された事案について、同月22日に委員会ホームページで情報提供、8月に北海道で発生が確認された腸管出血性大腸菌O157食中毒について、同月15日に委員会ホームページで情報提供、10月に厚生労働省が行った豚レバーを生で食べるリスクに関する注意喚起について、同月5日に委員会ホームページで情報提供等を行った。

（11）2013年度（平成25年度）

4月から5月にかけて、緊急時における初動対応の要点やホームページ掲載に係る研修を実施した。

7 国際関係

委員会においては、国際機関や諸外国の公的機関等との連携、海外の最新の科学的知見、リスクコミュニケーションに関する情報の収集、海外に向けた委員会の活動の情報発信等を行ってきている。

各年度における活動の状況は以下のとおりである。

（1）2003年度（平成15年度）

米国、イギリス、フランス、ドイツ、オーストラリア、ニュージーランド、中国、韓国

等の外国の政府機関、欧州食品安全機関（E F S A）、国際獣疫事務局（O I E）、コーデックス委員会の各部会、経済協力開発機構（O E C D）の関連会合その他の食品の安全性に関する国際会議等に、委員・事務局職員を派遣し（22回）、最新の科学的知見の収集・分析を行った。

また、外国の政府機関及び国際機関の情報、海外の報道等から食品安全関係情報を取りまとめ、ホームページ等を通じて2,229件の情報提供を行った。

（2）2004年度（平成16年度）

米国、イギリス、フランス、オーストリア、ニュージーランド、中国、韓国等の外国の政府機関やE F S A、O I E等の国際機関、コーデックス委員会の各部会、O E C Dの関連会合その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員・事務局職員を派遣し（29回）、最新の科学的知見の収集・分析を行った。

また、外国の政府機関及び国際機関の情報、海外の報道等から食品安全関係情報を取りまとめ、ホームページ等を通じて3,769件の情報提供を行った。

（3）2005年度（平成17年度）

E F S A、O I E等の国際機関、コーデックス委員会の各部会、O E C Dの関連会合その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員・事務局職員を派遣し（30回）、最新の科学的知見の収集、分析を行うとともに、必要に応じ、派遣者が委員会会合において報告するなどして、情報の共有を図った。

また、外国の政府機関及び国際機関の情報、海外の報道等から食品安全関係情報を取りまとめ、ホームページ等を通じて4,478件の情報提供を行った。

（4）2006年度（平成18年度）

E F S A、O I E等の国際機関、コーデックス委員会の各部会、O E C Dの関連会合その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員・事務局職員を派遣し（25回）、最新の科学的知見の収集、分析を行うとともに、必要に応じ、派遣者が委員会会合において報告するなどして、情報の共有を図った。

また、外国の政府機関及び国際機関の情報、海外の報道等から食品安全関係情報を取りまとめ、ホームページ等を通じて4,061件の情報提供を行った。

（5）2007年度（平成19年度）

コーデックス委員会の各部会、O E C Dのタスク・フォース会合その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣し（28回）、最新の科学的知見の収集、分析を行うとともに、必要に応じ、派遣者が委員会会合において報告するなどして、情報の共有を図った。

また、WHO、E F S A及びビクトリア大学から研究者を招聘し、食品安全に係る意見

交換会等を開催した。さらに委員会の英語版ホームページにおいて、「リスク評価の審議状況」、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」等を掲載した。

また、外国の政府機関及び国際機関の情報、海外の報道等から食品安全関係情報を取りまとめ、ホームページ等を通じて3,173件の情報提供を行った。

(6) 2008年度(平成20年度)

コーデックス委員会の各部会、OECDの関連会合その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣し(27回)、最新の科学的知見の収集、分析を行うとともに、必要に応じ、派遣者が委員会会合において報告するなどして、情報の共有を図った。

ネブラスカ大学、オランダ国立健康環境研究所、カナダ保健省及びシュトゥットガルト大学から研究者を招聘し、食品安全に係る意見交換会等を開催した。さらに委員会の英語版ホームページにおいて「リスク評価の審議状況」等を掲載した。

また、委員会とEFSAとの連携強化に向けて、2009年(平成21年)3月に委員会事務局がEFSAを訪問し意見交換を行うとともに、科学的協力及び情報共有を進める意図を表明した書面(Statement of Intentions)の署名及び交換を行った。

また、外国の政府機関や国際機関の情報、海外の報道等から食品安全関係情報を取りまとめ、ホームページ等を通じて3,288件の情報提供を行った。

(7) 2009年度(平成21年度)

FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)、OECDの関連会合その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣し(21回)、最新の科学的知見の収集、分析を行うとともに、必要に応じ、派遣者が委員会会合において報告するなどして、情報の共有を図った。

FSANZ、カナダ保健省及びWHOから研究者を招聘し、食品安全に係る意見交換会等を開催した。また、委員会の英語版ホームページを通じて委員会の毎月の活動状況を発信する等の情報提供の拡充を図った。

また、委員会とEFSAとの連携強化に向けて、2009年(平成21年)3月のStatement of Intentionsに基づく協力を進めるため、12月に「技術的データの収集、解析及び共有」と「データ収集の方法論に関する見解及び専門的知識の共有」を主な内容とする協力文書(MOC:Memorandum of Cooperation)を締結した。

また、外国の政府機関、国際機関の情報、海外の報道等から食品安全関係情報を取りまとめ、ホームページ等を通じて2,988件の情報提供を行った。

(8) 2010年度(平成22年度)

JECFA、FAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JMPR)その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣し(23回)、最新の科学的知見の収集、分析を行うとともに、必要に応じ、派遣者が委員会会合において報告するなどして、情報の共有を

図った。

EUから研究者を招聘し、食品安全に係る意見交換会等を開催した。また、委員会の英語版ホームページを通じて委員会の毎月の活動状況を発信する等の情報提供を行った。

また、委員会とオーストラリア/ニュージーランド食品基準機関（F S A N Z）との連携強化に向けて、7月に「技術的データの収集、解析及び共有」と「データ収集の方法論に関する見解及び専門的知識の共有」を主な内容とする協力文書（MOC：Memorandum of Cooperation）を締結した。

さらに、外国の政府機関、国際機関の情報、海外の報道等から食品安全関係情報を取りまとめ、ホームページ等を通じて3,017件の情報提供を行った。

（9）2011年度（平成23年度）

J E C F A、J M P Rその他の食品の安全性に関する国際会議等に専門委員等を派遣し（18回）、最新の科学的知見の収集、分析を行うとともに、必要に応じ、派遣者が報告会、関係する専門調査会において報告するなどして、情報の共有を図った。

また、外国の政府機関や国際機関の情報、海外の報道等から食品安全関係情報を取りまとめ、ホームページ等を通じて3,488件の情報提供を行った。

（10）2012年度（平成24年度）

コーデックス委員会の関連部会、J E C F A、J M P R、プリオン等に関する国際会議等その他の食品の安全性に関する国際会議等に、委員及び事務局職員を派遣し（17回）、最新の科学的知見の収集、分析を行うとともに、各国の専門家との情報・意見交換等を行った。

また、11月28日、E F S Aとの第1回定期会合を東京で開催した。12月14日、E F S Aとのテレビ会合を開催した。

さらに、外国の政府機関、国際機関の情報、海外の報道等から食品安全関係情報を取りまとめ、ホームページ等を通じて2,903件の情報提供を行った。

（11）2013年度（平成25年度）

コーデックス委員会の関連部会、J E C F A、J M P R、プリオン等に関する国際会議等その他の食品の安全性に関する国際会議等に、委員及び事務局職員を派遣し（4回）、最新の科学的知見の収集、分析を行うとともに、各国の専門家との情報・意見交換等を行った。（5月31日現在）

8 関係府省関係

（1）リスク管理機関との連携に関する規程の整備

食品安全基本法第15条は、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、食品の安全性の確保に関する施策が策定されなければならない旨規定しており、2004年（平成16年）

1月16日に閣議決定された「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（以下「基本的事項」という。）においては、委員会は、リスク管理機関との間で、連携及び政策調整の具体的な手法について取極めを締結し、公表することが規定された。

これを受け、同年2月18日、委員会は、関係行政機関相互の連携確保の観点から、厚生労働省、農林水産省及び環境省との間で、「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」（以下「関係府省申合せ」という。）を決定し、各府省の担当部長を構成員とする「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」の設置等、関係府省相互間の連携・政策調整の強化を図るための具体的な方策を定めた。関係府省申合せについては、2005年（平成17年）10月3日及び2006年（平成18年）8月31日に環境省の担当部署の変更に伴う改正が行われた。また、2012年（平成24年）8月31日には消費者庁の設立に伴う形式的な改正が行われ、合わせて名称が「食品の安全性の確保に関する施策の実施に係る関係府省間の連携・政策調整の強化について」に変更された。

これらに基づき、委員会及びリスク管理機関は、食品健康影響評価及びその結果に基づくリスク管理措置の実施に関し、共通の理解を得るよう努めるとともに、事務の調整を行うことにより効果的なリスクコミュニケーションの実施を図るなど、相互に緊密に連携して食品安全行政を推進している。

（2）関係府省連絡会議

基本的事項及び関係府省申合せに基づき、関係府省の担当部長を構成員とする食品安全行政に関する関係府省連絡会議が開催され、毎年度の関係各府省の食品安全関係予算の概要、食品安全関係施策の実施状況等について情報共有、意見交換等が実施されている。2004年（平成16年）2月18日の第1回会合からこれまでに21回の会合が開催された。第1回会合から2012年（平成24年）1月12日の第20回会合までは委員会が主催していたが、同年11月5日の第21回会合からは消費者庁が主催することとなった。

また、関係府省申合せに基づき、原則として毎週1回、関係府省の担当課長等を構成員とする関係府省連絡会議幹事会が開催されている。

さらに、関係府省申合せに基づき、原則として隔週で、リスクコミュニケーション担当者会議、原則として毎月1回、食品リスク情報関係府省担当者会議を開催し、委員会及びリスク管理機関が行う食品の安全性の確保に関する情報共有、意見交換を行うなど、関係府省間の密接な連携が図られている。

9 組織・予算

（1）歴代政務

2003年（平成15年）7月の委員会設立以来これまでに、17名の大臣、12名の副大臣、12名の大臣政務官が就任している。

(2) 委員会委員

委員会は、内閣府設置法第37条に基づき「法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせる」ため、内閣府に置かれる合議制の機関であり、食品安全基本法第三章に具体的な規定が置かれている。

委員会の委員は、同法第29条第1項に基づき「食品の安全性の確保に関して優れた知見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する」こととされており、同法第30条第1項に基づき任期は3年とされている。

①第1次体制

委員会の発足に当たり、2003年（平成15年）6月12日に国会に人事案が提出され、同日に衆議院本会議で、同月13日に参議院本会議でそれぞれ同意を得て、7月1日に、小泉直子氏（公衆衛生学等）、寺田雅昭氏（毒性等）、見上彪氏（微生物等）、寺尾允男氏（有機化学（化学物質等））、本間清一（食品の生産・流通システム等）、坂本元子氏（消費者意識・消費行動等）、中村靖彦氏（情報交流）の7名の専門家が委員会委員として内閣総理大臣より任命された。初代の委員長は寺田雅昭委員が互選された。

②第2次体制

2006年（平成18年）の委員改選に当たっては、同年4月4日に国会に人事案が提出され、同日に衆議院本会議で、同月7日に参議院本会議でそれぞれ同意を得て、7月1日に、小泉直子委員、寺田雅昭委員、見上彪委員、本間清一委員が再任され、寺尾允男委員に代わり長尾拓委員が、坂本元子委員に代わり畑江敬子委員が、中村靖彦委員に代わり野村一正委員がそれぞれ任命され、第2次体制が発足した。同年12月21日に寺田允男委員が体調不良により辞職したため、委員長として見上彪委員が互選された。また、2007年（平成19年）3月29日に国会に廣瀬雅雄氏の人事案を提出し、同日に衆議院本会議及び参議院本会議でそれぞれ同意を得て、4月1日に寺田雅昭委員の後任として廣瀬雅雄委員が任命された。

③第3次体制

2009年（平成21年）の委員改選に当たっては、同年6月4日に国会に人事案が提出され、同日に衆議院本会議では同意が得られたが、同月5日の参議院本会議において、小泉直子委員、廣瀬雅雄委員、長尾拓委員、畑江敬子委員及び野村一正委員の再任並びに本間清一委員に代わる村田容常委員の就任には同意が得られたが、見上彪委員に代わる吉川泰弘氏については同意が得られなかった。この不同意に対しては、委員会の中立性、公正性に関して、見上彪委員長による委員会発言や、見上彪委員長に代わり委員長に互選された小泉直子委員長による談話が発出されたほか、日本学術会議、消費者団体等による声明が出された。食品安全基本法第30条第3項の職務継続規定により見上彪委員が201

1年（平成23年）1月6日まで職務を継続して執行した。2010年（平成22年）1月2日に国会に熊谷進氏の人事案が提出され、同年12月3日に衆議院本会議及び参議院本会議でそれぞれ同意を得て、2011年（平成23年）1月7日に見上彪委員の後任として熊谷進委員が任命され、第3次体制が整った。

④第4次体制

2012年（平成24年）の委員改選に当たっては、同年6月19日に国会に人事案が提出され、同月20日に参議院本会議で、21日に衆議院本会議でそれぞれ同意を得て、同年7月1日に、村田容常委員が再任され、小泉直子委員に代わり佐藤洋委員が、廣瀬雅雄委員に代わり三森国敏委員が、長尾拓委員に代わり山添康委員が、畑江敬子委員に代わり石井克枝委員が、野村一正委員に代わり上安平冽子委員がそれぞれ任命され、第4次体制が発足した。

（3）専門委員

2003年（平成15年）7月9日の第2回委員会会合で決定された「食品安全委員会専門調査会運営規程」（以下「専門委員会運営規程」という。）に基づき、委員会の下に、同委員会の活動に関する年間計画等を審議する企画専門調査会、委員会が行うリスクコミュニケーション等について審議するリスクコミュニケーション専門調査会、重大な食品事故等緊急時における対応の在り方等について審議する緊急時対応専門調査会を設置したほか、食品健康影響評価に関する専門調査会として、添加物、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、化学物質、汚染物質、微生物、ウイルス、プリオン、かび毒・自然毒等、遺伝子組換え食品等、新開発食品、肥料・飼料等の各専門調査会を設置し、これら16の専門調査会の構成員として、内閣総理大臣により172名の専門委員が任命された（2004年（平成16年）6月10日時点 171名）。

2007年（平成19年）6月21日の第195回委員会会合において、より効率的かつ機動的な審議を進める観点から、複数の専門委員会共通の審議を要する事項が多数を占める専門委員会を統合することを内容とする専門委員会運営規程の一部改正案が決定され、同年10月1日に施行された。これにより、化学物質専門調査会及び汚染物質専門調査会が統合され、新たに化学物質・汚染物質専門調査会が設置され、微生物専門調査会及びウイルス専門調査会が統合され、新たに微生物・ウイルス専門調査会が設置された。

2011年（平成23年）9月29日の第401回委員会会合において、専門委員会運営規程の一部改正が行われ、同年10月1日に施行された。これにより、企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会及び緊急時専門調査会が統合され、新たに企画等専門調査会が設置された。

以上の経緯を経て、2013年（平成25年）5月31日現在、12の専門調査会が設置されている。また、専門委員会の構成員として178名（述べ199名）の専門委員が任命されており、それぞれ、企画等専門調査会が23名、添加物専門調査会が13名、農

薬専門調査会が36名、動物用医薬品専門調査会が15名、器具・容器包装専門調査会が11名、化学物質・汚染物質専門調査会が20名、微生物・ウイルス専門調査会が14名、プリオン専門調査会が13名、かび毒・自然毒等専門調査会が13名、遺伝子組換え食品等専門調査会が11名、新開発食品専門調査会が14名、肥料・飼料等専門調査会が16名となっている。

(4) 事務局組織

2003年（平成15年）7月に、局長、次長、4課1官体制の定員54名で事務局が発足した。

2006年度（平成18年度）以降、2009年度（平成21年度）の消費者庁の設立に伴い、消費者庁へ3名の定員が移管されるなどしたが、全体として定員は微増傾向にあり、2011年度（平成23年度）に認められた評価情報分析官を加え、2012年度（平成24年度）には4課2官体制の定員58名となった。

また、2013年度（平成25年度）には、評価事務を行う課を2課に拡充するなど、食品健康影響評価の事務体制の強化等を図るための事務局組織の再編を行うとともに、2名の定員が増員され定員60名となった。

(5) 予算

2003年度（平成15年度）の委員会発足当初の予算は、15億1600万円であった。2007年度（平成19年度）には、食品健康影響評価技術研究委託費を創設した。また、2010年度（平成22年度）予算はプルデンシャルタワーから赤坂パークビルへの移転による賃料の引下げに伴い、約3億円減となった。その後も、政府の方針として財政健全化への取組が進められる中、減少を続け、2012年度（平成24年度）には9億4700万円となり、初めて10億円を下回った。

10 法令・委員会決定

(1) 法律

食品安全基本法は2003年（平成15年）5月の成立以来、その基本的な内容の改正は行われていない。原始附則又は一部改正法による改正は以下のとおりである。このうち、2009年（平成21年）の消費者庁設立に伴い、同庁に委員会の事務の一部を移管するための実質的な改正が行われた。具体的には、食品安全基本法第23条第1項に規定される委員会の所掌事務のうち「食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関すること」が、消費者庁の所掌事務に移行された。また、「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」の策定も消費者庁の所掌事務に移管された。

なお、同法制定時の附則第8条においては、「政府は、食品の安全性の確保を図るための諸施策に関する国際的動向その他の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の

状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。

○ 食品安全基本法原始附則による改正

- ① 薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）附則第25条の2により、食品安全基本法の規定の整理が行われた。（第24条第1項第8号中の条項ずれ修正等）。
- ② 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成14年法律第129号）附則第16条の2により、食品安全基本法第27条第3項中の法律名の変更が行われた。
- ③ 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成14年法律第131号）附則第17条により、食品安全基本法の規定の整理が行われた。（第27条第3項中の条項ずれ修正）

○ 食品衛生法等の一部を改正する法律による改正

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）附則第32条により、食品安全基本法の規定の整理（第24条第1項第1号及び第6号中の条項ずれ修正等）が行われるとともに、同項に第11号が追加された。（委員会の意見を聴かなければならない場合として添加物の名称を消除する場合は追加された。）

○ 食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律による改正

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成15年法律第73号）附則第11条により、食品安全基本法の規定の整理が行われた。（第24条第1項第3号、第4号及び第8号中の条項ずれ修正等）

○ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律による改正

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第74号）附則第15条により、食品安全基本法の規定の整理が行われた。（第24条第1項第5号中の条項ずれ修正等）

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律による改正

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第25号）附則第15条により、食品安全基本法の規定の整理が行われた。（第27条第3項中の条項ずれ修正）

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律による改正

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第26号）附則第27条により、食品安全基本法第27条第3項中の法律名の変更等が行われた。

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第168条により、法人の名称変更が行われた。

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律による改正

独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律（平成19年法律第8号）附則第25条により、食品安全基本法第27条第3項中の法律名の変更が行われた。

○ 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による改正

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成21年法律第49号）第25条により、食品安全基本法第21条第2項に、内閣総理大臣が意見を聴かなければならない機関として、消費者委員会を追加されるとともに、同法第23条第1項第8号が削られ、委員会の所掌事務から「食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関すること」が削除された。

（2）政令

食品安全基本法第24条第1項第14号（現第13号）及び第38条の規定に基づき、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）が、2003年（平成15年）6月17日に閣議決定され、同月20日に公布、同年7月1日に施行された。同政令は、関係各大臣が委員会の意見を聴かなければならないときを定めるとともに、事務局次長や内部組織の設置、委員会の運営について定めている。これまで実質的な改正は行われていないが、2003年（平成15年）8月1日及び12月10日にと畜場法施行令の一部改正に伴う規定の整理が行われている。

（3）内閣府令、訓令

①食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）

本府令は、関係各大臣が委員会の意見を聴かなければならないときを具体的に定めるものであり、2003年（平成15年）6月23日に公布、同年7月1日に施行された。

これまで実質的な改正は行われていないが、2005年（平成17年）1月4日及び同年3月25日に飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正に伴う規定の整理（条項ずれの整理）、2006年（平成18年）5月26日に食品、添加物等の規格基準の一部改正に伴う規定の整理（条項ずれの整理）が行われている。また、2009年（平成21年）8月28日には、消費者庁の設置に伴い、健康増進法に規定する特別の用途の表示の許可に関する事務が厚生労働省から同庁に移管され、また、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示370号）における特定保健用食品についての規格基準に係る規定が削除されたことに伴い、規定の整理が行われている。

②食品安全委員会事務局組織規則（平成15年内閣府令第67号）

本府令は2003年（平成15年）6月23日に公布され、同年7月1日に施行された。これまでに、2005年（平成17年）3月25日に個人情報保護に関する事務を勧告広報課の所掌事務に追加する改正、消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令（平成21年内閣府令第44号）第6条により、勧告広報課の所掌事務のうちリスクコミュニケーションの調整に関する事務を消費者庁に移管する改正、2013年（平成25年）5月16日にこれまでの総務課、評価課、勧告広報課及び情報緊急時対応課の4課体制から総務課、評価第一課、評価第二課及び情報・勧告広報課の4課体制へ再編するための改正が行われている。

③食品安全担当室の設置に関する訓令（平成15年内閣府訓令第21号）

本訓令は、食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整に関する事務を任務とする食品安全担当室を内閣府本府に設置すること等を内容とするものであり、2003年（平成15年）6月23日に公布され、同年7月1日に施行された。

内閣府の組織改正に伴う規定の整理を経て、2009年（平成21年）8月31日には、消費者基本政策室の設置に関する訓令（平成21年内閣府訓令第38号）が公布され、食品安全担当室の設置に関する訓令は廃止された。

④評価情報分析官の設置に関する訓令（平成24年内閣府訓令第15号）

本訓令は、リスク評価に必要な情報の収集及び分析を効率的に行うための調査及び研究の規格、立案及び調整等を行う評価情報分析官の設置を内容とするものであり、2012年（平成24年）4月6日に公布、施行された。

(4) 閣議決定

① 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項の策定

食品安全基本法第21条においては、政府は、同法第11条から第20条までに定める食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっての基本的な方針を具体化するため、委員会の意見を聴いた上で、消費者委員会発足後は同委員会の意見も聴いた上で、これらの実施に関する基本的事項を閣議決定し、公表することとされている。

委員会は、2003年（平成15年）10月15日に内閣総理大臣から基本的事項について意見を求められたことを受けて、企画専門調査会を中心に基本的事項に盛り込むべき事項について検討し、同年12月11日、委員会の意見を取りまとめ、内閣総理大臣に提出した。この意見を基に、国民からの意見及び情報の募集の結果も踏まえて、2004年（平成16年）1月16日に基本的事項が閣議決定された。

② 基本的事項の変更

2009年（平成21年）9月の消費者庁の設立に伴い、基本的事項の策定事務は同庁に移管されたが、2010年（平成22年）3月30日に閣議決定された消費者基本計画において同庁において所要の体制整備を図った上で改定することとされた。基本的事項策定以降の食品安全をめぐる状況の変化や、消費者庁設置に伴う食品安全行政に係る体制の変更等に応じて、必要な変更を行うため、内閣総理大臣から委員会の意見が求められた。2012年（平成24年）3月8日の第422回委員会会合において消費者庁から委員会に対して基本的事項の変更案骨子が説明され、委員会はこれを了承した。同骨子に基づき作成された基本的事項の変更案は、消費者庁により、同年5月11日から同月31日までの間に行われた国民からの意見及び情報の募集を経て、同年6月24日に閣議決定された。

(5) 委員会決定

委員会の運営に必要な事項や食品健康影響評価の方針等を委員会決定として定めている。その概要は次のとおりである。

① 食品安全委員会運営規程（平成15年7月1日委員会決定）

2003年（平成15年）7月1日の第1回委員会会合で決定された「食品安全委員会運営規程」は、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項を定めている。

② 食品安全委員会専門調査会運営規程（平成15年7月9日委員会決定）

2003年（平成15年）7月9日の第2回委員会会合で決定された「食品安全委員会専門調査会運営規程」は、その別表で各専門調査会の所掌事務を定めており、審議の効率化のため、各専門委員会を再編するため、これまでに2回改正されている。

ア 2007年（平成19年）10月1日付改正

2007年（平成19年）6月21日の第195回委員会会合において、化学物質専門

調査会と汚染物質専門調査会を化学物質・汚染物質専門調査会として統合し、また、微生物専門調査会とウイルス専門調査会を微生物・ウイルス専門調査会として統合する改正が了承され、同年10月1日付で改正された。

イ 2011年（平成23年）10月1日付改正

2011年（平成23年）9月29日の第401回委員会会合において、企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会及び緊急時専門調査会を企画等専門調査会として統合する改正が了承され、同年10月1日付で改正された。

なお、本改正と同時に、食品安全委員会緊急時対応基本指針（平成16年4月15日委員会決定）、食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画専門調査会に提出する資料に盛り込む事項（平成16年5月27日委員会決定）、企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成16年6月17日委員会決定）及び食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（平成17年4月21日委員会決定）の各決定中の「企画専門調査会」を「企画等専門調査会」に改める改正が行われた。

③食品安全委員会における調査審議方法等について（平成15年10月2日委員会決定）

2003年（平成15年）10月2日の第13回委員会会合において決定された「食品安全委員会における調査審議方法等について」は、委員及び専門委員の利益相反に係る扱いを定めており、2012年（平成24年）2月16日の第419回委員会会合において、「海外の主要なリスク評価機関等や国内の主な機関等における利益相反規定の有無及び内容に関する調査」（平成22年度食品安全確保総合調査事業）の調査結果も踏まえ、その全面改正が了承され、同年4月1日付で改正された。

④食品安全委員会緊急時対応指針（平成17年4月21日委員会決定）

2005年（平成17年）4月21日の第91回委員会会合において決定された「食品安全委員会緊急時対応指針」は、食中毒等による緊急事態等への対応に関する手順を定めており、2013年（平成25年）3月18日の第467回委員会会合において、消費者庁の設置に伴う政府全体の緊急時対応マニュアルの改正、2013年度（平成25年度）における委員会事務局の組織再編等を踏まえた改正が了承され、同日付で改正された。

⑤調査・研究企画会議の設置等について（平成22年12月16日委員会決定）

2010年（平成22年）12月16日の第360回委員会会合において決定された「調査・研究企画調整会議の設置等について」は、科学的調査及び研究を効果的かつ効率的に行うために必要な事項を調査審議する「調査・研究企画調整会議」の設置について定めており、調査審議の企画等に係る調査審議の更なる効率化を図るため、2013年（平成25年）3月18日の第467回委員会会合において、調査審議事項の見直し、当該会議の名称の「調査・研究企画会議」への変更等を内容とする改正が了承され、同年4月1日に施行された。